



武蔵村山市第五次 生涯学習推進計画

令和3年度 ▶▶▶ 令和7年度



令和3年3月 武蔵村山市

目 次

第 1 章	計画の基本的事項	1
第 1 節	計画策定の背景と趣旨	1
第 2 節	計画の性格と位置付け	2
第 3 節	計画の期間	2
第 2 章	計画の基本的な考え方	3
第 1 節	計画の基本理念	3
第 2 節	施策展開における 6 つの柱	4
1	ライフステージに応じた学習の充実	4
2	市民の交流を促す拠点づくり	5
3	社会参加への関心を育む学習の推進	6
4	市民をつなぐネットワーク形成の支援	7
5	生涯学習情報提供・相談体制の整備	8
6	生涯学習推進体制	9
第 3 章	施策の体系と方向性	10
第 1 節	施策の展開の考え方と施策の体系	10
第 2 節	各施策の目標における推進の方向性	12
1	ライフステージに応じた学習の充実	12
2	市民の交流を促す拠点づくり	17
3	社会参加への関心を育む学習の推進	20
4	市民をつなぐネットワーク形成の支援	25
5	生涯学習情報提供・相談体制の整備	28
6	生涯学習推進体制	30

第4章	生涯学習推進事業	32
第1節	生涯学習推進計画掲載基準	32
第2節	生涯学習推進事業一覧	33
1	ライフステージに応じた学習の充実	33
2	市民の交流を促す拠点づくり	41
3	社会参加への関心を育む学習の推進	44
4	市民をつなぐネットワーク形成の支援	51
5	生涯学習情報提供・相談体制の整備	55
6	生涯学習推進体制	57
第5章	計画の進行管理	58

参考資料

1	生涯学習関連施設一覧	61
2	武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱	66
3	武蔵村山市生涯学習推進会議設置要綱	69
4	武蔵村山市生涯学習推進本部員名簿	71
5	武蔵村山市生涯学習推進本部庁内推進検討会委員名簿	72
6	武蔵村山市生涯学習推進会議委員名簿	73
7	武蔵村山市第五次生涯学習推進計画策定経過等	74

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景と趣旨

生涯学習とは

- 市民の主体的な学習活動の基本
様々な場面において共に学び、協力し、励ましあって学習する地域の発展を考える創意ある活動に参加する機会をつくり出す
- 生きがいや楽しみ、心の豊かさの追求
⇒ 一人一人の生活の充実や向上を実現するときの力になる
⇒ 市民主体のまちづくりを推進する上で重要な学習機会の提供や自主的なグループ活動等の醸成に資する

高度情報化、少子高齢化、国際化など、社会状況や生活意識の変化に伴って市民の学習意欲は高まり、生涯学習へのニーズは多様化・高度化しています。行政はこれらのニーズに的確に対応するとともに、市民との協働により市民の学習活動を積極的に推進し、援助を図る必要があります。

そこで、本市における生涯学習を推進するために平成13年3月に「武蔵村山市生涯学習推進計画」を策定し、社会情勢等に応じた見直しを行いながら、市民の生涯学習を支援する施策等に取り組んできました。

本計画は、令和3年3月を終期とする「武蔵村山市第四次生涯学習推進計画」を見直すに当たって、「武蔵村山市第五次長期総合計画（以下「第五次長期総合計画」といいます。）」、「武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」（以下「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」といいます。）及び「武蔵村山市第二次教育振興基本計画」（以下「第二次教育振興基本計画」といいます。）を踏まえ、市民が生涯を通じて学習機会を得られ、それが豊かな生活だけでなく、まちを支える力になるような生涯学習社会を築いていくことを目的に策定するものです。

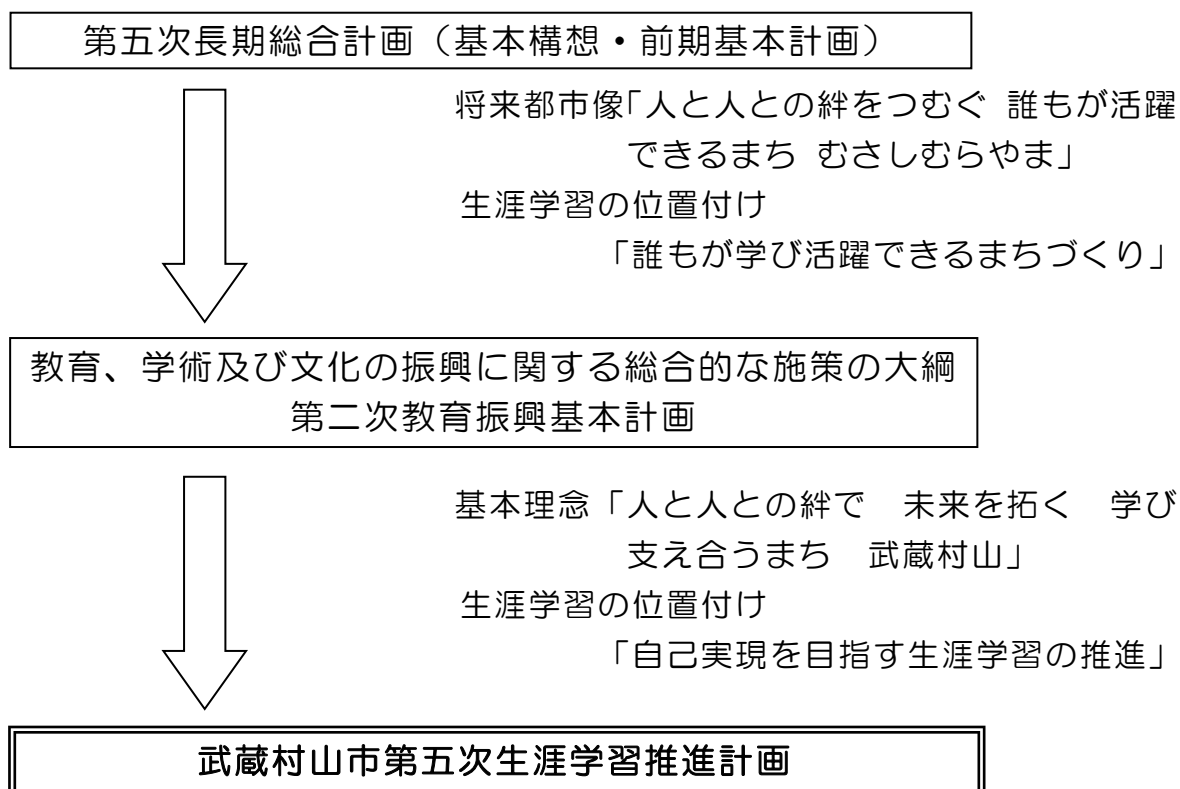
なお、本計画では、教育、福祉、環境保全、男女共同参画、産業振興等、SDGs^{*}の達成に資する施策を定めており、これらは本市における持続可能な地域社会の発展を目指す取組としても位置付けることとします。

※ SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）平成27年9月の国連サミットで採択された「2030年に向けた国際的な社会開発目標」であり、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、17のゴール、169のターゲットを位置付け、232の指標を設定しています。 「SDGs実施指針改定版」（平成28年12月22日SDGs推進本部決定 令和元年12月20日一部改訂）を参考

第2節 計画の性格と位置付け

本市では、生涯学習の総合的かつ効果的な推進に向けて、計画の性格を以下のように定めます。

- ◆ 本市の事業を生涯学習という視点で捉え、体系化し、本市の生涯学習を総合的かつ効果的に推進するための指針とします。
- ◆ 「第五次長期総合計画」、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」及び「第二次教育振興基本計画」を上位計画とし、本市の生涯学習に関する施策を具体的に定める個別計画であり、その他の諸計画との整合性を図りながら推進します。
- ◆ 市民とともに生涯学習を推進するため、市の役割を明らかにします。
- ◆ 大学などの高等教育機関や民間事業者などに対して協力を求め、推進します。



第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。この間、必要に応じて計画の見直しを図ります。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

家族や仲間、地域社会の人々の期待を感じ、応えることで得られる充実感や達成感は、人としての基本的な喜びの一つです。より大きな「生きがい」や「やりがい」とは、人と人の交流から育まれます。市民がふれあう中で生み出されるその「生きがい」や「やりがい」は、市民の健康で豊かな生活だけでなく、まちを支える市民の力の源となります。

また、「狭山丘陵」をはじめとする貴重な自然資源を市民の誇りとし、自然に親しみながらその尊さを学び、郷土意識を育むことを目指して、生涯学習推進計画の基本理念を以下のように定めます。

生きがい・ふれあいを育む生涯学習

市民一人一人が

狭山丘陵の自然や地域の歴史等 学習活動を通じて

ふれあい 学びあいながら

誰もが

郷土意識と生きがいをもてる

まちづくりを目指す

第2節 施策展開における6つの柱

本計画の基本理念である「生きがい・ふれあいを育む生涯学習」を目指して、「生涯学習のまちづくり」の視点のもとに、施策展開における6つの柱を定めます。

1 ライフステージに応じた学習の充実

2 市民の交流を促す拠点づくり

3 社会参加への関心を育む学習の推進

4 市民をつなぐネットワーク形成の支援

5 生涯学習情報提供・相談体制の整備

6 生涯学習推進体制

1 ライフステージに応じた学習の充実

生涯にわたって自由に学ぶために、ライフステージに応じた興味や学習課題に対して主体的に学習できるよう、幅広い学習の場や機会の創出を図ります。

(1) 乳幼児期の学習

歩行、食事などの日常生活に必要な動作の学習や、家庭教育を軸に保護者や兄弟姉妹、他人と情緒的に結び付くことで生活や人間性の基礎を培う最も重要な時期です。これらを踏まえた学習課題への対応を図るよう環境整備を推進します。

(2) 青少年期の学習

家庭・学校・地域の連携を図り、友達と仲良くすることや読み、書き、計算等の基礎的能力を身に付けること、良心・道徳性・価値判断の尺度を発達させることなど、社会性を身に付ける重要な時期です。この時期においては、基礎学力の習得とともに、ボランティア活動などを通じて、思いやりや協調性を育む学習施策を推進します。

(3) 青少年期の社会教育

知識や態度を発達させることで、社会的に責任ある行動を求め成し遂げることや経済的な独立の必要性を自覚することなど、社会人となる準備期間として大切な時期です。家庭・学校・地域の連携を図り、世代を超えた幅広い交流を図りながら、社会性や自身の将来の目標等を意識できる学習機会を創出します。

(4) 成人期の社会教育

社会及び家族を支える世代として自覚をもち、仕事以外の社会に幅広く目を向けることが必要です。自らの人格形成や社会人としての生活を支える的確な判断力を発揮できるよう、実践的な知識の習得を支援し、同時に学習成果を社会へ還元していく場や機会の創出に努めます。

(5) 高齢期の社会教育

人生をより豊かなものとするために、家族や仲間、地域との良好な関係を結びながら幅広い学習を継続することが重要です。人生の先達としての社会的・市民的な役割意識をもって、これまで得た経験や知識を地域や社会に還元するために、いきいきと健やかに暮らして行くことが可能となる学習施策を展開します。

2 市民の交流を促す拠点づくり

市民が、気軽に学習活動に参加し、交流できる拠点づくりを推進します。また、地域ごとの交流拠点とともに、全市的な拠点の整備も視野に入れます。

(1) 既存施設の充実と有効活用

学校や身近な公共施設を、市民の交流拠点として生かします。また、市民の新しいニーズに応じて施設をより使いやすいものにし、これまで以上に施設相互の連携を図ることで、一層有効な活用を推進します。

(2) 狭山丘陵の保全と活用

狭山丘陵は、本市が誇るかけがえのない自然資源です。市民の交流拠点として、豊かな自然や人とのふれあいの中から郷土意識を育み、また、自然の保全と活用を推進します。

(3) 全市的拠点の整備

市民が居住地域を越えて交流できる場として、中央図書館と中央公民館の機能を併せ持つ（仮称）生涯学習センターの整備について検討を進めます。

3 社会参加への関心を育む学習の推進

様々なグループ活動での仲間関係を基盤に、市民が社会参加への関心を持ち、市の課題や特色を共に分かち合うことで、皆でまちを支えていく意識を育み郷土意識を醸成します。

(1) 団体・グループへの学習機会の提供

市民が郷土に対する理解を深めるとともに、行政と手を取り合っただちづくりに参画していく市民意識を醸成します。

(2) 地域の生活を守るための学習

生活の基礎を身に付け、地域の中での役割を担うことで、地域や社会への興味や関心を高め、社会参加へ向けた意識を育むための学習機会の提供や環境づくりに努めます。

万一の災害に備えた総合防災訓練を実施するなど防災のための活動や、みんなの体力チェック事業を実施するなど健康づくりのための活動や学習を推進します。

(3) 共に生き、共に生活できる環境づくり

地域コミュニティの活性化を図り、市民相互の支え合いや交流を促進するとともに、男女共同参画社会の実現や国際交流の推進など、共に生きる環境づくりを推進します。

(4) 郷土の学習と新しい文化の創造

市民一人一人が、我がまちの自然環境、歴史、伝統文化等を知り、郷土への愛着を持てる学習活動を推進するとともに、将来へ向けた新しい文化の創造を支援します。その一助として、歴史民俗資料館及び分館を中心に遺跡や文化財の見学会、本市の歴史等に関する講演会の開催、収

蔵資料の展示活用等を推進します。

(5) ボランティア活動の推進

市民の知識や技能を、社会や地域のために生かせる場や機会を整備し、ボランティア活動を推進します。

4 市民をつなぐネットワーク形成の支援

グループ・団体同士のネットワーク化を促進させるため、相互の交流や合同行事等の開催を支援し、活動の輪が広がる仕組みをつくります。

(1) 交流機会の充実

市民の出会いの場や機会づくりを積極的に推進します。これまで行われてきた様々なイベントを更に推進し、市民が日頃学んだ学習成果を発表できる「生涯学習フェスティバル」の開催を支援するなどして、交流の機会の充実を図ります。

(2) スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ・レクリエーションに親しめる場の整備や機会を提供します。

(3) グループ・団体間の交流支援

グループ・団体を機軸に、人と人との絆を深め、ネットワークづくりを推進します。地域コミュニティの再生や市民相互の支え合いをより確かなものにしていくために、市民文化祭など団体が行う事業の運営を支援するなど、グループ活動を活性化させる交流の支援に努めます。

(4) 世代間交流の促進

世代を超えた交流は、地域の教育力や高齢者の生きがいを高め、豊かな市の将来像を形成していきます。そのため、豊かな人間関係とコミュニティの形成及びその支援のため、世代間の交流を促進します。

(5) 市民団体等への支援と連携

生涯学習事業を実施する市民団体等を支援することにより、団体の活性化を図ります。

また、市民団体等と連携することにより市民の生涯学習意欲を涵養し、生涯学習事業の充実を図ります。

5 生涯学習情報提供・相談体制の整備

仲間づくりの支援のため、グループ・団体情報を提供し、利用者が施設利用状況等の把握を手軽に行える情報ネットワークを整備します。関心を持ったらすぐに学習活動を始めることのできる環境をつくります。

また、市民の要望に応える学習相談体制の整備・充実を図ります。

(1) 情報システムの運用

インターネットなどの情報通信技術を活用し、公共施設の予約や生涯学習関連情報を提供する公共施設予約システムを運用し、市民がいつでも学習情報を入手できる環境を整えます。

(2) 広報紙（誌）等を活用した多様な情報の提供

様々な情報媒体を活用し、市民に学習情報やまちづくり情報、体験活動など多様な情報を提供します。

(3) 生涯学習情報の集約

事業案内やイベント情報、グループ紹介など、幅広い情報を集約し、市ホームページや公共施設予約システム等のICTを通じて市民への情報提供を行います。

(4) 学習相談体制の整備

市民の要望に応えるため、幅広い学習情報の提供や相談ができる学習相談体制の整備・充実を図ります。

6 生涯学習推進体制

市民の求める学習内容は非常に幅広く、教育、文化、スポーツから健康、産業、環境などあらゆる分野に関わっています。そのため、行政各部局の連携・協力体制を強化するとともに、行政が市民や企業との連携・協力体制を構築し、地域ぐるみの推進体制を確立することが求められています。

このため、生涯学習推進本部及び生涯学習推進会議を機軸に、庁内及び市民組織による推進体制を充実し、市民と行政が一体となって生涯学習を推進します。

(1) 庁内推進組織

生涯学習推進本部は、本計画の策定・生涯学習推進事業の決定・生涯学習に係る総合調整を行っています。

また、生涯学習推進本部の下に庁内推進検討会が設置されています。庁内推進検討会は本計画の検討、生涯学習施策の検討、生涯学習に係る調査や研究を行っています。

(2) 市民参加による推進組織

生涯学習推進会議は、学識経験者及び公募に応じた市民で構成され、生涯学習に係る事業の計画や立案を提言するほか、推進本部からの求めに応じ、生涯学習に関する調査・研究などを行っています。

(3) 各種機関との連携体制

生涯学習の一層の推進を図るため、国、東京都及び他市町村との連携を図ります。また、市内の大学や高等学校等で行っている公開講座等の情報提供のほか、施設開放の要請などを通じ、連携に努めます。

第3章 施策の体系と方向性

第1節 施策の展開の考え方と施策の体系

前章における「6つの柱」を軸として、全庁的・総合的に施策を展開し、
る喜びを実感できる「生きがい・ふれあいを育む生涯学習」を推進します。
これにより、本市の将来都市像である「人と人との絆をつむぐ 誰もが



幼児期から高齢期にわたって、誰もが、生涯を通じて主体的に学習を楽しみ、生き活躍できるまち「むさしむらやま」の実現を目指します。

推進の方向性（中項目）

(1) 乳 幼 児 期 の 学 習

(2) 青 少 年 期 の 学 習

(3) 青 少 年 期 の 社 会 教 育

(4) 成 人 期 の 社 会 教 育

(5) 高 齢 期 の 社 会 教 育

(1) 既 存 施 設 の 充 実 と 有 効 活 用

(2) 狭 山 丘 陵 の 保 全 と 活 用

(3) 全 市 的 拠 点 の 整 備

(1) 団 体 ・ グ ル ー プ へ の 学 習 機 会 の 提 供

(2) 地 域 の 生 活 を 守 る た め の 学 習

(3) 共 に 生 き 、 共 に 生 活 で き る 環 境 づ く り

(4) 郷 土 の 学 習 と 新 し い 文 化 の 創 造

(5) ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 の 推 進

(1) 交 流 機 会 の 充 実

(2) ス ポ ー ツ ・ レ ク リ エ ー シ ョ ン の 振 興

(3) グ ル ー プ ・ 団 体 間 の 交 流 支 援

(4) 世 代 間 交 流 の 促 進

(5) 市 民 団 体 等 へ の 支 援 と 連 携

(1) 情 報 シ ス テ ム の 運 用

(2) 広 報 紙 (誌) 等 を 活 用 し た 多 様 な 情 報 の 提 供

(3) 生 涯 学 習 情 報 の 集 約

(4) 学 習 相 談 体 制 の 整 備

(1) 庁 内 推 進 組 織

(2) 市 民 参 加 に よ る 推 進 組 織

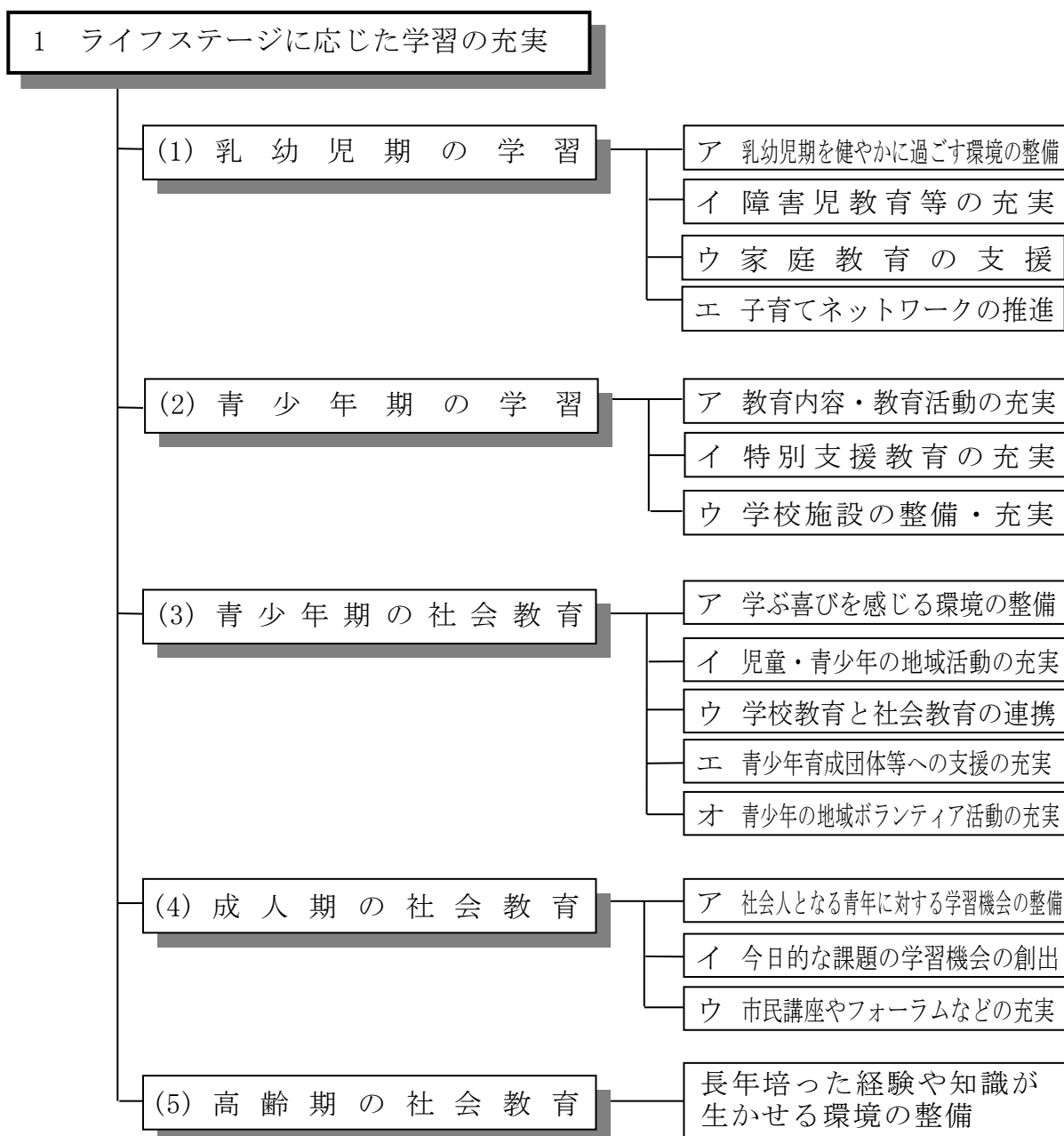
(3) 各 種 機 関 と の 連 携 体 制

第2節 各施策の目標における推進の方向性

体系化した施策の目標に基づき、各種事業を生涯学習推進事業として改めて位置付けるため、今後展開すべき施策の体系と推進の方向性を定めます。

1 ライフステージに応じた学習の充実

施策の体系



施策の方向性

(1) 乳幼児期の学習

ア 乳幼児期を健やかに過ごす環境の整備

乳幼児期は、他人とのつながりや生活習慣を身に付ける重要な時期にあります。異年齢との遊び集団の形成など、遊びの環境を整備するとともに、社会性や集団行動の基礎を醸成できる環境づくりや幼児が安心して狭山丘陵などの自然に接することのできる環境づくりを行い、豊かな感受性を育みます。

また、市内の公園や児童遊園などの公共施設の整備を推進し、身近な場での自然とのふれあいや遊びの空間を提供します。

イ 障害児教育等の充実

保育所や学童クラブにおける障害児の受入れを継続するとともに、ちいろば教室においては、児童福祉法に基づく児童発達支援事業所として、専門的な訓練及び支援を通し、心身障害児通所訓練事業の充実に努めます。

ウ 家庭教育の支援

乳幼児期から少年期にかけての家庭教育は、人格の基礎づくりとして非常に重要です。このため、子育てにおける家庭教育の重要性についての普及・啓発活動に努めるとともに、家庭における教育機能の向上を図るため、家庭教育や講座などを推進します。

また、社会教育や学校教育、福祉、保健など行政の関係部課が連携を強化して、相談体制を確立します。また、家庭教育や母子保健などの充実に努めるとともに、子供読書活動を推進します。

エ 子育てネットワークの推進

都市化・核家族化が進む中で、若い母親の孤立や子育てに対する不安が児童虐待の要因になると指摘されています。

子育ての悩みを話し合ったり、気軽に相談ができるよう、子ども家庭支援センターを中心とした保護者同士の交流やネットワークづくりの支援、子育て相談機能の充実に努めます。

(2) 青少年期の学習

ア 教育内容・教育活動の充実

一人一人の個性や発達段階、学習の習得状況に応じて、基礎・基本の確実な習得を目指し、学力や体力の向上を図るとともに、子供読書活動の施策を推進します。また、校外体験学習やボランティア活動の推進により、他人を思いやる心を育み「生きる力」の育成に取り組みます。

さらに、国際化、高度情報化、少子高齢化、環境問題など多様化する課題について幅広く教育に取り入れ、国際理解教育、環境教育、職業体験学習など児童・生徒の社会性を育む教育を推進するとともに、こうした教育課題に対応する教職員の研修を進めます。

イ 特別支援教育の充実

特別な教育的支援が必要な子供が将来、社会人として自立するためには、地域の支えによって能力の伸長を図ることが重要であり、学校・家庭・地域・企業の連携が不可欠です。

学校における特別支援学級の整備・充実により、障害の程度や発達段階等に応じた指導の工夫や改善を進めます。特に、現在の個別指導計画に基づき特別支援教育を一層充実させるとともに、通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な子供のための通級指導学級・特別支援教室による指導や固定学級での指導を通して、障害のある児童や生徒等のニーズに合わせたきめ細かな教育が展開できるよう、特別支援教育を推進します。

また、インクルーシブ教育システム構築の観点から、特別支援学校との交流による児童・生徒の相互理解や心のふれあいを図ります。

ウ 学校施設の整備・充実

学習内容の多様化により、教育施設や設備の新たな対応が必要になっています。地域の特性に応じた創意工夫のある学校施設整備に向けて、教育機器・機材を充実させるなどのICT環境の構築に努めます。さらに、地震などに対する校舎の安全性向上を図ります。

(3) 青少年期の社会教育

ア 学ぶ喜びを感じる環境の整備

仲間や家族から期待され、感謝される喜びは、子供たちの学ぶ意欲の源となります。

家庭・学校・地域の連携を図り、児童・生徒が様々な人とふれあい、体験しながら学習する機会を増やします。

イ 児童・青少年の地域活動の充実

家庭・学校・地域が相互に交流・啓発する場を提供してコミュニティの振興を図り、児童・青少年が地域で活動する基礎を育みます。また、学習情報提供の一環として、地域活動の紹介を積極的に行い、地域活動を通じて青少年の健全育成に努めます。

ウ 学校教育と社会教育の連携

武蔵村山市余裕教室活用指針に基づき、小・中学校の余裕教室を地域活動で活用したり、放課後子供教室で活用するなど、学校教育と社会教育での施設の連携活用を推進します。

また、施設の開放にとどまらず、人材・教材の活用など、学校における地域の教育力導入を支援し、「総合的な学習の時間」など授業の幅を広げます。

エ 青少年育成団体等への支援の充実

青少年対策地区委員会や地域の子供会、PTA等の活動を支援し、地域や学校における青少年の健全育成に寄与します。

オ 青少年の地域ボランティア活動の充実

ボランティア活動を通して自分の役割や必要性を実感したり、様々な人々の期待に応じて信頼を得るような場づくりを行い、青少年の社会性を培います。

(4) 成人期の社会教育

ア 社会人となる青年に対する学習機会の整備

これから社会人になる青年のために、社会の一員となる知識の習得や意識の啓発などを図ります。

また、スポーツ・レクリエーション活動を充実し、社会人になった後も継続して健康増進やスポーツ活動を行うことができるように支援します。

イ 今日的な課題の学習機会の創出

現代社会に対応した知識や能力を習得し、社会的な問題意識やまちづくりへの関心を育むため、国際化、高度情報化、少子高齢化、環境問題など今日的な課題をテーマとした講座や教室、フォーラムなどを開催し、学習機会を拡充します。

ウ 市民講座やフォーラムなどの充実

趣味や芸術、文化等の実用的な学習やまちづくりフォーラムなど、市民講座等のメニューの充実を図り、学習機会を拡充します。

また、講座の充実を図るため、大学などの高等教育機関に市民講座の開催を要請するとともに、市内在住の文化人や教育者等と連携して市民講座を行うことを引き続き検討します。

(5) 高齢期の社会教育

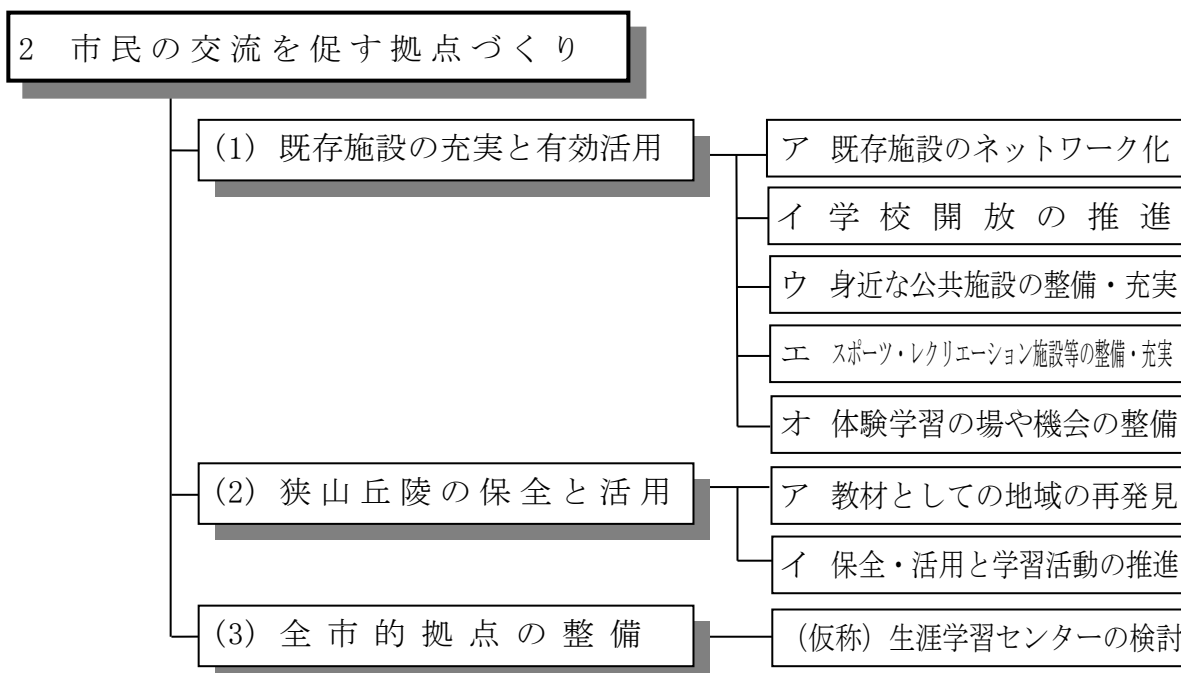
長年培った経験や知識が活かせる環境の整備

地域には、次世代に伝えるべき伝統文化・技術・知識・ノウハウを持った人材がたくさんいます。高齢社会の中では、こうした市民が長年培った経験や知識を活かせる環境を整備していくことが、生きがいや新しい活力を創造していく上で重要です。

指導者やボランティアの育成、シルバー教室等の充実により、知識や経験を活かせる場と機会を提供します。

2 市民の交流を促す拠点づくり

施策の体系



施策の方向性

(1) 既存施設の充実と有効活用

ア 既存施設のネットワーク化

既存施設相互の連携を図り、施設機能の相互補完や役割分担の適正化により、市民の学習活動の質を向上させます。また、各施設が一層利用しやすいものとなるよう、公共施設の予約や生涯学習情報を提供する公共施設予約システムを運用し、市民の利便性の向上に努めます。

イ 学校開放の推進

小・中学校を地域の学習・スポーツ・文化活動の場として積極的に開放することで、地域社会と子供たちの接点を拡大させ、大人と子供が学び合うコミュニティを形成し、人間関係を豊かなものにするきっかけづくりを行います。

地域開放に伴い、小・中学校の特別教室、体育館、校庭、プールなどの施設や設備の充実に努めます。余裕教室については、武蔵村山市余裕教室活用指針に基づき、地域のコミュニティ施設や「放課後子供教室」として使用するなど、効果的な活用を推進します。

ウ 身近な公共施設の整備・充実

市民ニーズの変化を踏まえ、学習・文化施設の整備・充実に努めるとともに、利用者が安全に施設を利用できるよう公共施設の改修を計画的に進めます。

また、市民の利便性の向上を図るため、近隣市町と連携し、図書館の相互利用を推進します。

さらに、福祉施設やコミュニティ施設を整備・充実し、高齢者や障害のある方などの交流や、地域の身近な場での交流を促進します。

エ スポーツ・レクリエーション施設等の整備・充実

スポーツやレクリエーションを通じた市民の交流を促進するため、総合体育館などスポーツ関連施設の充実を図ります。また、市民の屋外体験活動を推進するため、引き続き屋外体験学習広場の維持管理に努めます。

オ 体験学習の場や機会の整備

狭山丘陵の自然を健康づくり、観察会などの学習活動に利用することにより、学習機会の拡充に努めます。

また、農地の有効活用を図り、体験型市民農園、高齢者喜び農園などの整備を推進することで、市民が身近に土と親しみながら交流を深める機会の充実を図ります。

(2) 狭山丘陵の保全と活用

ア 教材としての地域の再発見

多くの自然が残された狭山丘陵は、野生生物の生息地として貴重な資源であり、この自然を生かした有効な活用や整備が望まれます。

狭山丘陵を武蔵村山が誇る学習教材として認識し、自然保護などの環境意識の啓発や丘陵に生息する動植物の観察、様々なレクリエーション活動などの場として位置付け、狭山丘陵を利用した歩け歩け大会などを積極的に推進します。

また、東京都と協力しながら里山景観の保全活動に努めます。

イ 保全・活用と学習活動の推進

狭山丘陵周辺に点在する歴史遺産や里山に代表される貴重な文化遺産の保全と活用を推進します。また、東京都が推進している「野山北・六道山公園」の整備と連携を図りながら、狭山丘陵の保全を促進します。

水田や畑、雑木林等の里山らしい景観を残すエリアと拠点となる体験施設を有効活用し、動植物とのふれあいや自然と共存する里山の心

を学ぶ機会を創出するため、散策ルートの整備や歴史・文化財講座の開催を促進します。

(3) 全市的拠点の整備

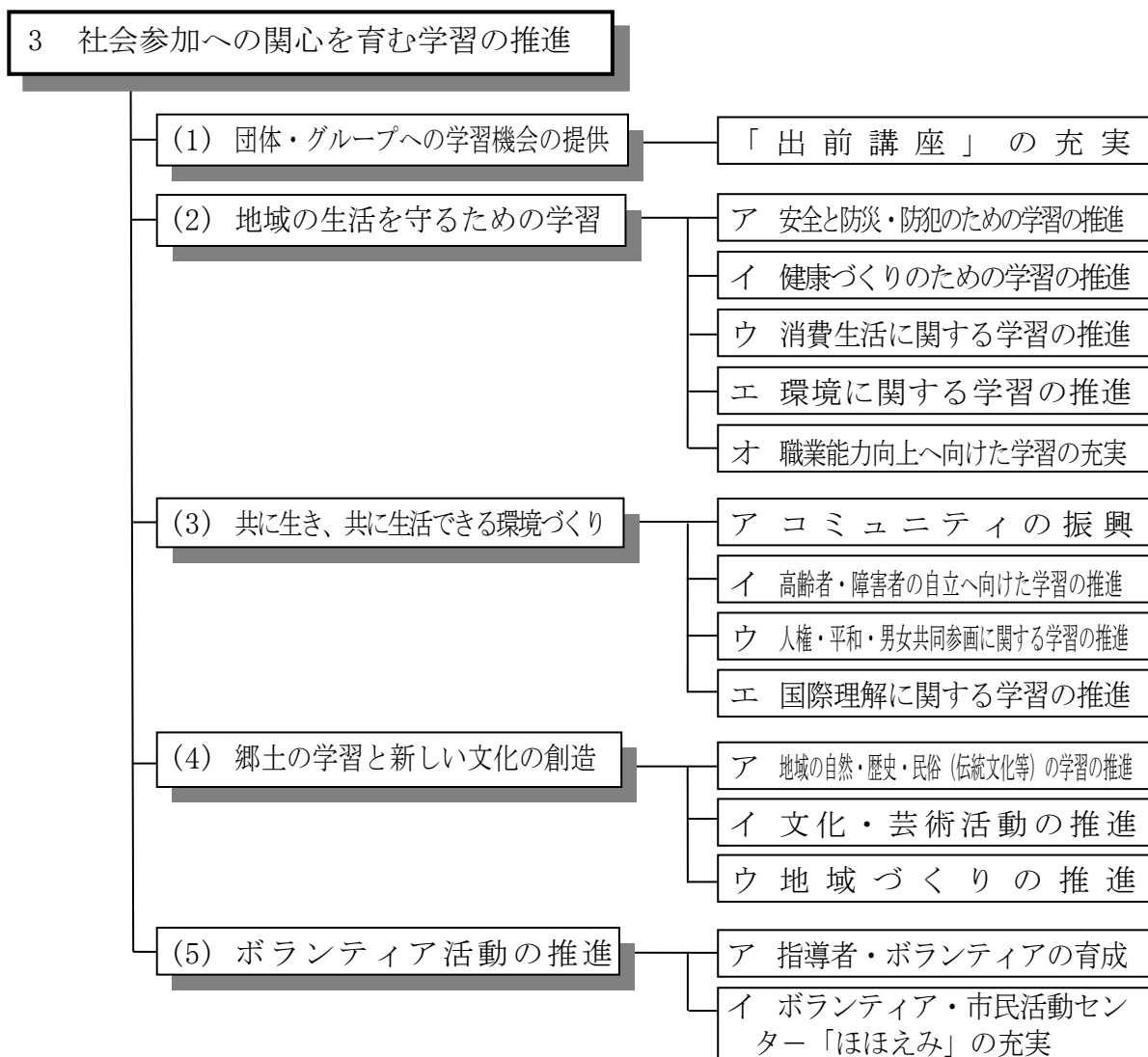
(仮称)生涯学習センターの検討

生涯学習を総合的に展開する全市的拠点として、社会教育委員会議からの生涯学習センター構想に関する報告書に基づき、(仮称)生涯学習センターの設置に向けた検討を引き続き進めます。

(仮称)生涯学習センターの整備に当たっては、市民の要望の高い中央図書館と中央公民館の機能を併せ持つなど、市民の学習活動を活性化させる整備手法について、幅広く検討を進めます。

3 社会参加への関心を育む学習の推進

施策の体系



施策の方向性

(1) 団体・グループへの学習機会の提供

「出前講座」の充実

「出前講座」は、市民の要請に応じて市の職員が出向き、それぞれの分野についての知識や情報を提供するものです。

市民が「出前講座」を活用し、積極的に地域情報等を学ぶことで、市民主体のまちづくり意識の醸成を図ります。

(2) 地域の生活を守るための学習

ア 安全と防災・防犯のための学習の推進

平成23年3月の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）、平成28年4月の熊本地震、平成30年7月の豪雨等により甚大な被害が発生しました。災害に対して十分な準備を講じることができるよう、防災意識の高揚を図り、防災に関する知識を得る必要があります。

そのために、消防団や自主防災組織等を充実強化し、幅広い市民が参加できる総合防災訓練や救急救命技能講習会等を実施します。「自分の身の安全は自分で守る」ための行動を考え、災害に対する知識を得ることで、市民の防災への意識の向上を図ります。

また、夏期交通防犯映画会の開催や交通安全キャンペーン等により、事故防止の啓発や防犯知識の普及に努めます。

さらに、災害時等において市民が情報を収集できるよう、情報入手手段の周知や新たな情報発信手段の検討など、市民への広報・連絡態勢を充実するとともに、防災・防犯組織の育成を推進します。

イ 健康づくりのための学習の推進

健康は豊かな日常生活の原点です。疾病の予防・治療に対する適切な知識と「自分の健康は自分で守る」という意識を高めることが必要です。広報活動や啓発事業を充実させ、ライフステージに応じた健康教育の体系的な推進に取り組みます。また、健康相談や健康維持・増進プログラムの充実のため、健康相談と体力測定を組み合わせたみんなの体力チェックを実施するなど市民の健康維持・体力向上を図ります。

ウ 消費生活に関する学習の推進

安全な消費生活に対する知識の普及のために、消費生活展や消費生活相談などを通して消費者である市民への情報の提供や意識の啓発を図ります。

エ 環境に関する学習の推進

地球環境保全事業の推進や各種環境調査の実施、各種資料等の作成、自然観察会の開催などにより、市民の環境意識の啓発を推進します。

また、ごみ処理施設の見学会などにより、生活環境に関する学習を推進します。

環境施策については、循環型社会の形成に向け、公共用水域の水質保全や自然環境や生態系に配慮した施策の推進、省資源・省エネルギー施策の確立に努めます。市・市民・事業者が協働して環境問題に取り組むため、市民参加により策定した「環境基本計画」に基づき計画

的な環境施策の展開を図ります。

オ 職業能力向上へ向けた学習の充実

就労に求められる技術や知識は年々高度化・多様化しており、就労のための学習を充実する必要があります。そのため、大学等における公開講座の開催を要請するなど就労に役立つ学習の機会の充実を図ります。

(3) 共に生き、共に生活できる環境づくり

ア コミュニティの振興

少子高齢化や都市化の進展の中で、地域における人間関係が希薄化しています。市民相互の信頼関係は「まち」の基礎であり、人と人との絆を深めるためには、地域コミュニティの振興が重要です。

このため、自治会活動を支援することにより、コミュニティ活動の充実を図ります。

また、村山デエダラまつりや農業まつり、生涯学習フェスティバルなどの市民参加のイベントを実施するほか、体験型市民農園や高齢者喜び農園を整備し、農業体験の機会を提供することで、市民の交流機会の充実を図ります。

イ 高齢者・障害者の自立へ向けた学習の推進

近年の核家族化と少子高齢化の進展に伴い、家庭における介護力が低下しています。地域における支え合いや相互扶助をもとに、高齢者や障害のある方の自立を促進することが望まれています。

このため、高齢者の社会参加の促進を図るため、技術研修の場としてのシルバーワークプラザの活用や老人クラブの育成による生きがいづくりなどの充実を推進します。

また、障害のある方の社会参加の促進を図るため、手話講習会などを実施します。

さらに、福祉教育や介護教室、ボランティア学習を充実し、家族や地域の介護能力を高め、支え合う福祉の実現を目指します。

ウ 人権・平和・男女共同参画に関する学習の推進

人権を尊重した平和なまちづくりや男女共同参画社会の実現に向けた学習を推進します。

人権に関する学習の推進については、人権作文や人権メッセージの実施、講演会の開催、相談事業を推進します。

平和に関する学習については、戦争体験講演や中学生による討論会、平和に関する図書展や原爆写真展の歴史民俗資料館分館での展示、ま

た戦争以外にも人々の生活を一変させる自然災害や疫病に関する展示等の事業を通して、市民の平和への意識を醸成します。

男女共同参画社会実現に向け、平成18年に開館した緑が丘ふれあいセンター内に設置した男女共同参画センター「ゆーあい」を中心として、令和2年3月に策定した「第四次男女共同参画計画～ゆーあいプラン～」に基づき、事業の推進を図ります。

エ 国際理解に関する学習の推進

国際化の進展の中で、国籍・民族・文化を超えた交流の基礎となる国際理解教育の推進が期待されています。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、本市はモンゴル国のホストタウンとして登録されました。これを機に、モンゴル国ウランバートル市ハンオール区との国際的な交流が始まり、国際理解の推進の重要性は増しています。

今後は、国際理解講座などの充実を図り、国際的な視野に立った、開かれた意識の醸成に努めます。

(4) 郷土の学習と新しい文化の創造

ア 地域の自然・歴史・民俗（伝統文化等）の学習の推進

郷土に対する愛着を深め、新しい文化を培うためには、自然、歴史及び伝統文化等を理解する必要があります。

そこで、歴史民俗資料館及び分館を拠点とした歴史研究や文化財の調査を推進し、収蔵資料の展示公開を通して市民の郷土に対する理解を深めるとともに、文化財の適正な収集・保管に努めます。

イ 文化・芸術活動の推進

市民の価値観が、物の豊かさから心の豊かさに変化する中で、文化や芸術に対する関心が高まっています。こうした市民ニーズに応えるため、幅広く文化・芸術活動や文字・活字文化の振興に努め市民文化の創造を図ります。

文化・芸術の発信拠点である市民会館では、適切な維持・管理・機能の向上に努め、市民利用の促進を図ります。イベントについては、近隣市町の文化ホールと連携し、相乗効果のあるPRを引き続き実施します。

また、市民会館での芸術鑑賞の充実のため、展示スペースを有効活用するなど、市民の文化意識の高揚を図ります。

さらに、市内の芸術家やサークルなどに、地区会館の展示スペースなどを発表の場として提供し、活動の活性化を促進します。

ウ 地域づくりの推進

市に古くから伝わる郷土芸能やまつりなどを支援するとともに、日本の伝統的文化に根付いた新たな市民文化の醸成を支援し、市民との協働により地域づくりを推進します。

また、ホームページや市報の活用などにより市民の様々な活動を紹介して市民活動の活性化を図ります。また、「村山温泉かたくりの湯」周辺を憩いの核とした交流エリアの形成を検討します。

(5) ボランティア活動の推進

ア 指導者・ボランティアの育成

学習により習得した知識や技術等を地域に還元する活動として、学校教育・社会教育ボランティアや福祉・クリーンボランティア、児童・生徒のボランティア活動などの活動の場を広げます。

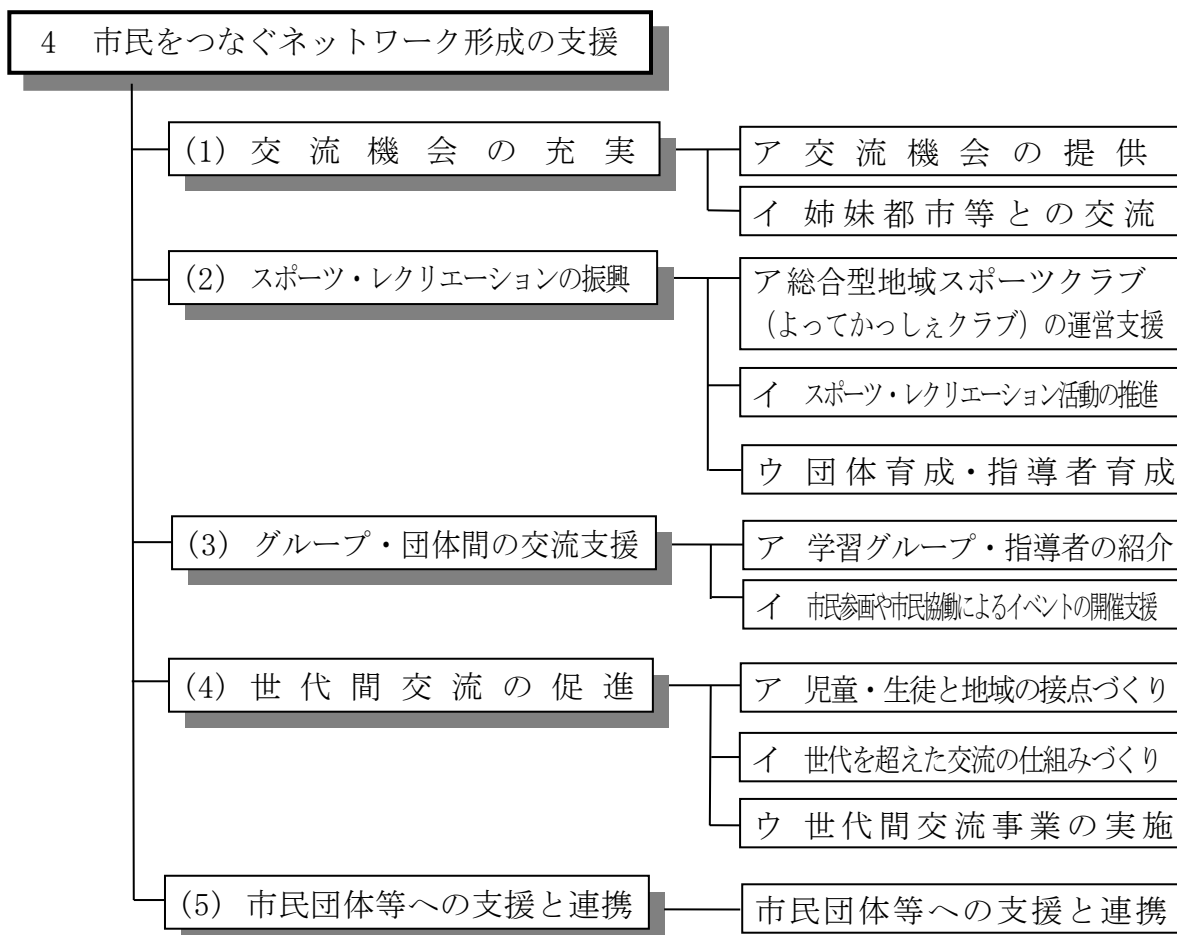
また、ボランティア人材パートナーズ制度の周知や公園・緑地ボランティアの充実により、市民協働のまちづくりを推進し、地域コミュニティの活性化を図ります。

イ ボランティア・市民活動センター「ほほえみ」の充実

ボランティア希望者と、それを必要とする市民を結びつけるコーディネーターとして、ボランティア・市民活動センター「ほほえみ」があります。ボランティア・市民活動センター「ほほえみ」では、福祉をはじめ、防災、環境、国際交流、生涯学習などあらゆるボランティア活動の拠点として、ボランティア情報の収集や提供、仲介、相談など幅広い活動を推進します。

4 市民をつなぐネットワーク形成の支援

施策の体系



施策の方向性

(1) 交流機会の充実

ア 交流機会の提供

村山デエダラまつりや農業まつり、生涯学習フェスティバルなど様々なイベントを幅広い運営主体との連携を図り充実します。また、体験型市民農園の整備を進め、高齢者喜び農園と併せて市民交流の場とします。

イ 姉妹都市等との交流

市域を越えた交流促進を目指し、モンゴル国のホストタウンとなったことで交流が始まった「モンゴル国ウランバートル市ハンオール区」や

姉妹都市「長野県栄村」、周辺市町村との市民レベルでの交流を推進します。

(2) スポーツ・レクリエーションの振興

ア 総合型地域スポーツクラブ（よってかっしゅクラブ）の運営支援
武蔵村山市スポーツ推進計画との整合性を図りながら、地域の住民が中心となって自主的に運営する総合型地域スポーツクラブ（よってかっしゅクラブ）の活動を支援します。

イ スポーツ・レクリエーション活動の推進

市民の誰もが、それぞれの体力、年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツやレクリエーションに親しむことができるよう、スポーツ・レクリエーション事業を充実します。また、総合体育館等を活用し、市民スポーツ大会や少年少女スポーツ大会、スポーツ教室、健康教室などの一層の充実を図り、市民の参加を促進します。

ウ 団体育成・指導者育成

地域のスポーツ団体・グループの育成を図るほか、スポーツ少年団やスポーツ推進委員、スポーツ協力員の指導者育成に努めます。

(3) グループ・団体間の交流の支援

ア 学習グループ・指導者の紹介

市が積極的に窓口となって交流機会をつくり、学習グループや指導者の紹介などのコーディネートを行います。

イ 市民参画や市民協働によるイベントの開催支援

活力にあふれたにぎわいのあるまちを目指し、市民参画や市民協働によるイベントを市が積極的に支援します。

また、文化協会及び体育協会が開催する市民参画や市民協働によるイベントや「生涯学習フェスティバル」を引き続き支援します。

(4) 世代間交流の促進

ア 児童・生徒と地域の接点づくり

教育ボランティアの活用や子供会活動の促進、青少年リーダーの養成などを図り、児童・生徒が幼児から高齢者まで様々な世代の市民とふれあう機会を創出し、世代を超えた交流を図ります。

イ 世代を超えた交流の仕組みづくり

市で行われるイベントを世代間交流の観点から捉え直してメニューの工夫を行います。様々な世代の市民が、共同体験を通して相互理解や絆を深めるような活動メニューや仕組みをつくります。

ウ 世代間交流事業の実施

少年・古希軟式野球チーム親善試合の開催などスポーツを通じた世代間交流に努めます。

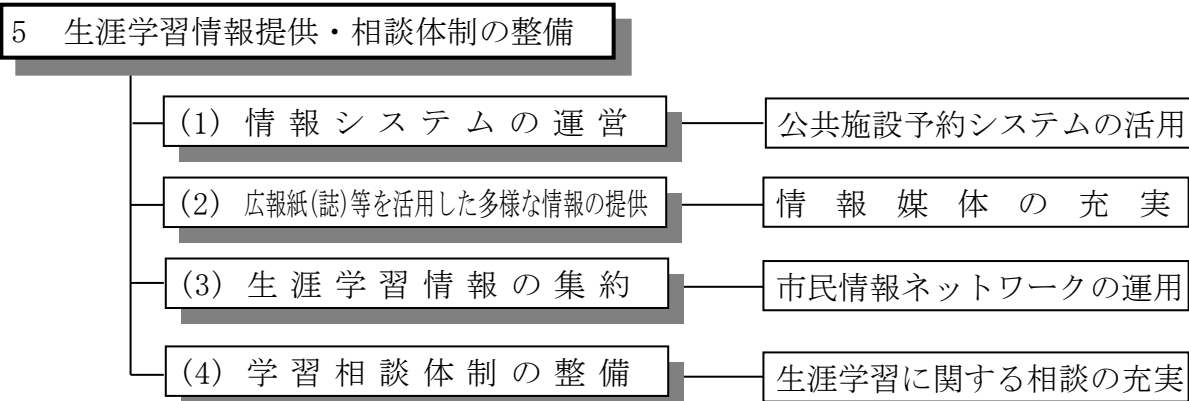
(5) 市民団体等への支援と連携

市民団体等への支援と連携

学校週5日制対応事業や子供の居場所づくり事業など生涯学習事業を実施する市民団体等を支援するとともに、連携して事業を実施します。

5 生涯学習情報提供・相談体制の整備

施策の体系



施策の方向

(1) 情報システムの運用

公共施設予約システムの活用

市の講座やグループの紹介、施設の予約状況など、様々な生涯学習情報を提供するために、市民が誰でも気軽に公共施設の予約などが行える公共施設予約システムを活用します。

(2) 広報紙（誌）等を活用した多様な情報の提供

情報媒体の充実

市民のまちづくりへの関心を高めるために、「市報」や「市ホームページ」、「議会だより」、「教育むさしむらやま」、「武蔵村山くらしの便利帳」など、様々な情報媒体の整備・充実を図ります。

これらのまちづくり情報を積極的に発信することで、まちづくりに対する市民の意識を啓発します。多摩都市モノレールの早期延伸や土地区画整理事業といった市の重要な施策からごみのリサイクルや身近な生活情報まで市民が親しめる様々な情報を提供することで、市民活動の活性化に寄与します。

(3) 生涯学習情報の集約

市民情報ネットワークの運用

市ホームページ及び公共施設予約システムなどを活用することにより、

市民が情報の受け手としてだけでなく、自ら情報発信者となり、グループづくりや生涯学習活動のPRなどができるよう支援します。

また、感染症対策も含め、ICTを活用することで活動の紹介や成果の発信を支え、これまでにない学習の充実も期待できるため、環境整備に努めます。

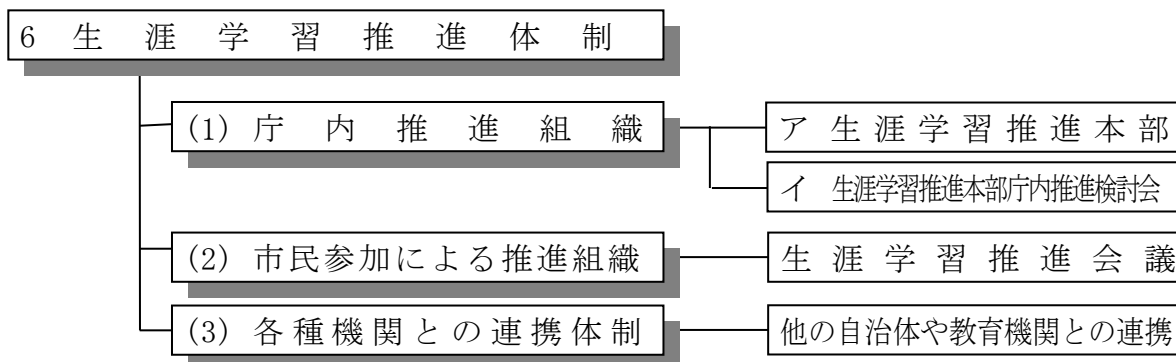
(4) 学習相談体制の整備

生涯学習に関する相談の充実

市民の学習相談に的確に対応するため、学習情報の提供や適切なアドバイス、学習のコーディネートなどを行う学習相談の充実を図ります。

6 生涯学習推進体制

施策の体系



施策の方向性

(1) 庁内推進組織

生涯学習推進本部及び同本部に設置されている生涯学習庁内推進検討会において、生涯学習に関する職員の資質の向上を図りながら、組織の横断的かつ総合的な計画の推進を図ります。

ア 生涯学習推進本部

生涯学習に関する施策の最終決定機関として、生涯学習推進計画の策定など生涯学習に係る総合調整を行います。

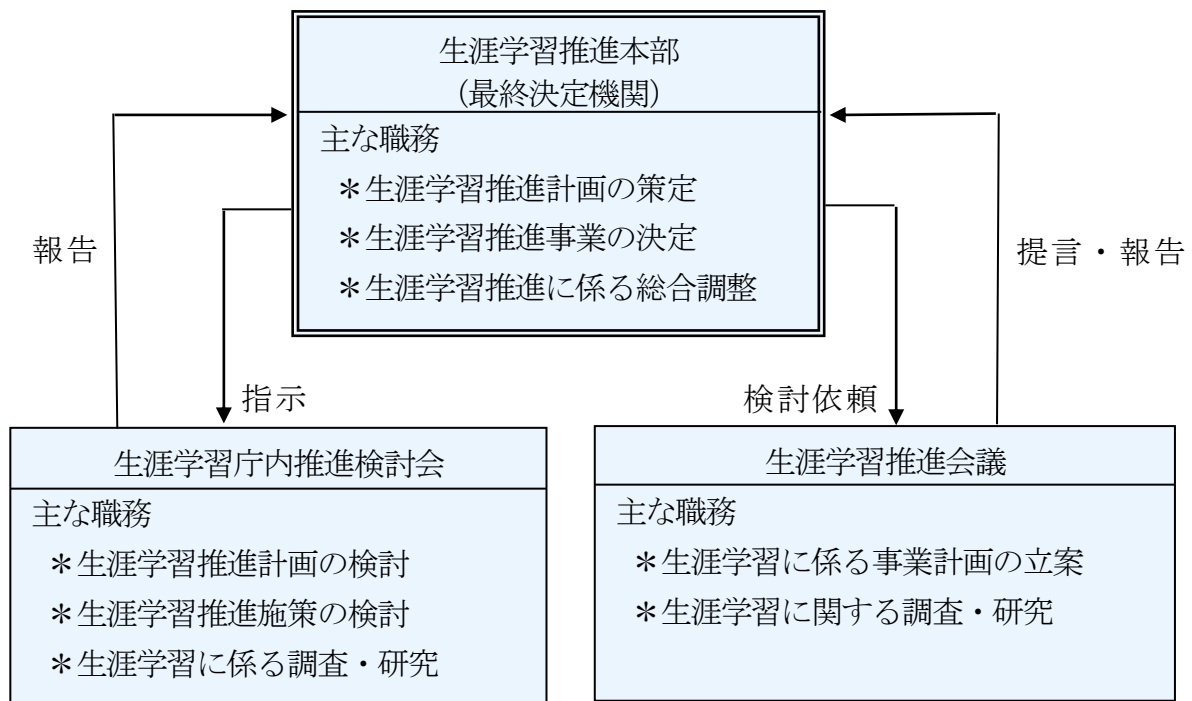
イ 生涯学習推進本部庁内推進検討会

生涯学習推進計画や施策の検討など生涯学習に係る調査・研究を行います。

(2) 市民参加による推進組織

生涯学習推進会議

学識経験者と公募に応じた市民で構成される生涯学習推進会議は、生涯学習に係る事業の計画や立案を提言するほか、推進本部からの求めに応じて、生涯学習に関する調査・研究を行います。



(3) 各種機関との連携体制

他の自治体や教育機関との連携

生涯学習の推進に当たり、国、東京都及び他市町村との連携を図るとともに、大学や高校などの教育機関との連携も促進します。

また、大学と共催で公開講座等を実施するなど市民の学習機会の充実を図ります。

第4章 生涯学習推進事業

第1節 生涯学習推進計画掲載基準

1 事業の選択についての基準

- (1) 市が市民に対して行う事業で、市民の学習する機会を提供するもの。
- (2) 市民が学習するための条件整備として、市が行うもの(市民が学ぶことを直接の目的としない場合であっても結果として学習につながるもの、また、その可能性があるものを含む)。
- (3) 市民が広く参加することによって、交流を図ったり、市民の活動を支援することにつながるもの。
- (4) 市民生活に関する市民の自主的な活動を支援するもの。

2 事業の推進方向の表示内容

- (1) **新規** 事業の実施・実現に向け準備が進んでいるか、これから具体的に実施予定であるもの。
- (2) **検討** 事業の実施が可能か、又は有用なものか検討を行うもの。
- (3) **充実** 既に実施されているが、さらに長期総合計画などにより改善や充実を図ることが予定されているもの。
- (4) **継続** 既に実施されている事業で、今後も引き続き継続するもの。

3 外郭団体等が行う事業について

シルバー人材センター、文化協会、体育協会、商工会などが行う事業であっても、各々の団体に対して助成することにより、各事業を支援しているとの観点から推進事業として考えます。

4 所管について

所管については、実行委員会などを組織して行う事業については、主体として行う担当課を記載しています。

また、既に委託されている事業は、委託元の課名を記載しています。

5 事業番号について

事業の番号は通し番号としていますが、事業内容が他の項目にも当てはまり再掲する場合は、括弧書きで、最初に使用した番号を記載しています。

第2節 生涯学習推進事業一覧

1 ライフステージに応じた学習の充実

(1) 乳幼児期の学習

ア 乳幼児期を健やかに過ごす環境の整備

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
1	おはなしの会の実施	絵本や紙芝居の読み聞かせを通して、本の世界に導く等、本を読むことへの関心を育むような事業を開催する。	継続	図書館
2	パパとママのためのマタニティクラスの実施	妊婦とその夫を対象に、妊娠期から授乳期までの健康管理、食事のバランス、新生児期の育児等についての講義と実習を行うほか、妊婦歯科検診を実施する。	継続	子ども子育て支援課
3	子ども家庭支援センター事業の実施	子供と子育て家庭の支援に関する総合相談や在宅サービスの提供などの事業を実施する。	継続	子ども子育て支援課
4	児童遊園・都市公園等の整備	児童遊園や都市公園など身近な場所で、自然とふれあえる環境の整備を図る。	充実	環境課 都市計画課
5	子どもカフェ事業の実施	乳幼児が安全に遊べ、保護者が集える交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談を受け、子育て世代の子育てに対する不安感や負担感の軽減を図る。	継続	子ども子育て支援課
6	児童館親子ひろば事業の実施	児童館の午前中の比較的利用者が少ない時間帯を利用し、乳幼児及びその保護者を対象に歌遊びや絵本の読み聞かせなどを行いながら、交流や子育て相談できる居場所の提供を図る。	継続	子ども青少年課

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
7	とうきょうママ パパ応援事業（ハグはぐ・むらやま）の実施	妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センター「ハグはぐ・むらやま」において、保健師が母子健康や育児に関する相談に応じ、また、母子健康手帳の交付時に全ての妊婦に対し保健師が面談を行い、子育てを応援する品を配布するとともに、育児支援計画を作成し妊婦の状況を把握する。必要な場合は関係機関と連携し、支援に努める。	継続	子ども子育て支援課

イ 障害児教育等の充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
8	学童クラブでの障害児の受入れ	障害のある児童も学童クラブに参加できるように受入れを継続する。	継続	子ども青少年課
9	ちいろば教室の充実	児童発達支援事業所として、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活への適応訓練、その他必要な訓練を行う。	充実	子ども青少年課
10	心身障害者・児スポーツ教室の実施	障害のある方や児童等の健康増進と交流を促進するため、ニュースポーツを通じた教室の推進を図る。	充実	スポーツ振興課

ウ 家庭教育の支援

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
11	子供読書活動推進事業の実施	子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力が豊かになるよう、読書活動の推進を図る。	継続	図書館
12	「家庭の日」啓発事業の実施	家庭の大切さ・家庭の役割のすばらしさについて、改めて考える機会とするため「家庭の日」啓発事業を行う。	継続	子ども青少年課
13	家庭教育講座の実施	家庭の教育力を高めるため、家庭教育に関する講座を開催する。	継続	文化振興課
14	家庭教育の啓発資料の配布	家庭における教育の参考となる啓発資料を配布する。	継続	教育指導課

エ 子育てネットワークの推進

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所 管
(3)	子ども家庭支援センター事業の実施	子供と子育て家庭の支援に関する総合相談や在宅サービスの提供などの事業を実施する。	継続	子ども子育て支援課
(5)	子どもカフェ事業の実施	乳幼児が安全に遊べ、保護者が集える交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談を受け、子育て世代の子育てに対する不安感や負担感の軽減を図る。	継続	子ども子育て支援課
(6)	児童館親子ひろば事業の実施	児童館の午前中の比較的利用者が少ない時間帯を利用し、乳幼児及びその保護者を対象に歌遊びや絵本の読み聞かせなどを行いながら、交流や子育て相談できる居場所の提供を図る。	継続	子ども青少年課
15	ファミリー・サポート・センター事業の実施	育児の援助を行いたい者と受けたい者で組織し、相互に協力し合うことで、子育て家庭の育児を支援する。	継続	子ども子育て支援課
16	地域子育て支援拠点事業の実施	子育てに関する相談や啓発活動、子育てサークルの育成、活動支援などの事業を行う。	継続	子ども子育て支援課

(2) 青少年期の学習

ア 教育内容・教育活動の充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所 管
(11)	子供読書活動推進事業の実施	子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力が豊かになるよう、読書活動の推進を図る。	継続	図書館
17	個性を生かす学校教育の実施	子供たちが、生涯を通じて社会の変化に主体的に対応し成長できるよう、基礎・基本の徹底と、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力等の資質・能力の育成を重視して、一人一人の個性を生かす教育を実施する。	継続	教育指導課

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所 管
18	健康・安全指導の実施	子供たちが、自他の生命を大切にするなど、人間性豊かな社会の形成者として健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域社会・関係機関の緊密な連携のもとに、全ての子供たちの「心とからだの健康づくり」を推進する。	継続	教育指導課
19	教育相談等の実施	集団不適応や不登校など教育問題についての相談や、障害のある児童・生徒の就学相談などを実施する。	継続	教育指導課
20	心の教育推進事業の実施	<p>*小・中連携教育の推進</p> <p>子供たちの豊かな心を育むために、教員・保護者相互が協力し、一貫したカリキュラムについて創意・工夫を図る。</p> <p>*中学校区連絡協議会の開催</p> <p>各中学校区で推進している実践活動について、各校区の代表により情報交換を行い更なる推進を図る。</p>	継続	教育指導課
21	国際理解教育の実施	JETプログラムによる外国語指導助手を全中学校に配置するとともに、小学校にも派遣し、異文化体験等の推進に努める。 また、帰国子女・外国籍児童・生徒の日本語指導等を行い、学校生活に適應させるための教育を実施する。	継続	教育指導課
22	情報教育の実施	コンピュータ等を活用し、高度情報化社会に対応した児童・生徒の情報活用能力を培う事業の展開を図る。	継続	教育指導課
23	環境教育の実施	地球温暖化、オゾン層の破壊などの地球環境問題や大気汚染、騒音問題、水質汚濁やごみ問題など様々な環境問題に関わる教育を実施する。	継続	教育指導課
24	人権尊重教育の推進	差別やいじめなどの課題について教職員研修を推進する。	継続	教育指導課
25	体験学習の推進	地域の歴史や自然、文化などに直接触れる郷土学習や福祉の心を育てるボランティア活動への参加などの体験学習を推進する。	継続	教育指導課
26	教育ボランティアの活用	教育活動に地域の人材を活用し、地域に根ざした教育や、世代間交流を図る一助とする。	継続	教育指導課

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
27	開かれた学校づくりの推進と学校経営の充実	地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校運営協議会制度(コミュニティスクール)、学校評価制度等を活用し、教育活動や学校経営の充実を図る。	充実	教育指導課
28	放課後子供教室の実施	児童の放課後の居場所を確保し、スポーツ、文化活動、学習活動等の体験活動と地域住民との交流活動等の機会を提供する。	充実	文化振興課
29	地域未来塾の実施	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であり、又は学習習慣が十分に身に付いていない児童等の学習習慣の確立や基礎学力の定着を図る。	充実	文化振興課

イ 特別支援教育の充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
30	小・中学校特別支援学級の充実	障害の状況や発達段階特性に応じた適切な教育を行うため、特別支援学級の充実を図る。	充実	教育指導課
31	特別支援教育の推進	特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対して適切な教育的指導を行うため、関係機関と連携しながら、特別支援教室・通級指導学級や巡回相談員等を活用し、特別支援教育を推進する。	継続	教育指導課
32	特別支援学級交流事業の実施	障害のある児童・生徒の幅広い交流を促進するため、学校内における交流を促進するとともに、特別支援学級のない学校との交流を図る。	継続	教育指導課

ウ 学校施設の整備・充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
33	学校施設の整備・充実	安全性の確保と多様化する教育内容への対応を図るため、学校施設の改修・整備を図る。	充実	教育総務課

(3) 青少年期の社会教育

ア 学ぶ喜びを感じる環境の整備

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
(27)	開かれた学校づくりの推進と学校経営の充実	地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校運営協議会制度(コミュニティスクール)、学校評価制度等を活用し、教育活動や学校経営の充実を図る。	充実	教育指導課
34	学習施設・体育施設の整備	市民会館や図書館、学習等供用施設、体育施設等が、市民にとって身近な学習施設になるよう整備を図る。	充実	文化振興課 スポーツ振興課 図書館

イ 児童・青少年の地域活動の充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
35	子ども食堂推進事業の実施	民間団体が行う地域の子供たちへの食事や交流の場を提供する子供食堂に対して、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援する。	充実	子ども子育て支援課
36	青少年リーダーの養成	小学生、中学生、高校生などを対象に、宿泊訓練や野外活動等を通し、地域リーダーの養成を図る。	継続	文化振興課
37	児童館事業の実施	子供たちに遊び場としての場を提供するとともに、友達との交流の中から、社会性・協調性が身に付くような児童館事業を推進する。	継続	子ども青少年課
38	青少年対策地区委員会への支援	青少年対策地区委員会への支援を図る。	継続	子ども青少年課
39	運動広場等の整備	運動広場等、身近な場所でスポーツ・レクリエーションや遊び仲間と交流できる場所の整備を図る。	充実	環境課 スポーツ振興課
40	スポーツ少年団への支援	青少年の健全育成を目的としたスポーツ少年団の普及・促進のための活動を支援するほか指導者の育成を図る。	継続	スポーツ振興課

ウ 学校教育と社会教育の連携

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
(14)	家庭教育の啓発資料の配布	家庭における教育の参考となる啓発資料を配布する。	継続	教育指導課
(26)	教育ボランティアの活用	教育活動に地域の人材を活用し、地域に根ざした教育や、世代間交流を図る一助とする。	継続	教育指導課

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
41	余裕教室の活用	武蔵村山市余裕教室活用指針に基づき、余裕教室を放課後子供教室や学習集会施設として活用する。	継続	教育指導課 文化振興課
42	学校施設のスポーツ開放の実施	小・中学校の体育館と校庭を社会体育団体等に開放し、地域スポーツの振興を図る。	継続	スポーツ振興課
43	少年少女スポーツ大会の実施	野球、サッカー、ドッジボール、相撲など小学生を対象に行っている各種スポーツ大会の推進を図る。	継続	スポーツ振興課

エ 青少年育成団体等への支援の充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
(38)	青少年対策地区委員会への支援	青少年対策地区委員会への支援を図る。	継続	子ども青少年課
(43)	少年少女スポーツ大会の実施	野球、サッカー、ドッジボール、相撲など小学生を対象に行っている各種スポーツ大会の推進を図る。	継続	スポーツ振興課
44	青少年・青年吹奏楽団の育成	大型楽器の貸出しを行うことにより、吹奏楽団の育成を図る。	継続	文化振興課

オ 青少年の地域ボランティア活動の充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
(25)	体験学習の推進	地域の歴史や自然、文化などに直接触れる郷土学習や福祉の心を育てるボランティア活動への参加などの体験学習を推進する。	継続	教育指導課
(36)	青少年リーダーの養成	小学生、中学生、高校生などを対象に、宿泊訓練や野外活動等を通し、地域リーダーの養成を図る。	継続	文化振興課
45	クリーン作戦の実施	青少年対策地区委員会及びクリーンボランティアを中心に行われる市内一斉ごみ回収作業を通して、ボランティア意識の高揚を図る。	継続	ごみ対策課 子ども青少年課
46	夏の体験ボランティアの実施	小学生からシニアまでを対象に、夏の期間を利用して市内の福祉施設などにおいての補助などを行い、社会福祉及びボランティア活動についての意識の高揚を図る。	継続	協働推進課

(4) 成人期の社会教育

ア 社会人となる青年に対する学習機会の整備

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
47	スポーツ・レクリエーション事業の実施	市民の交流を促進するため、親しみやすいスポーツ・レクリエーション事業を推進する。	継続	スポーツ振興課

イ 今日的な課題の学習機会の創出

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
48	市民講座の実施	市民の生活課題や今日的課題を取り上げた学習内容に応えるための講座を開催する。	継続	文化振興課

ウ 市民講座やフォーラムなどの充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
(48)	市民講座の実施	市民の生活課題や今日的課題を取り上げた学習内容に応えるための講座を開催する。	継続	文化振興課
49	講演会等の開催	平和、環境、教育問題、男女共同参画等をテーマとした各種講演会の開催に努める。	継続	関係各課
50	芸術鑑賞の実施	身近な場所で市民の芸術鑑賞の機会を提供する。	継続	文化振興課
51	大学等の公開講座・共催講座の実施	大学などの高等教育機関に市民講座の開催を要請するとともに、連携して市民講座を実施することを検討する。	検討	文化振興課

(5) 高齢期の社会教育

長年培った経験や知識が生かせる環境の整備

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
52	シルバー教室の実施	高齢者が地域社会や家庭において生きがいを目指した学習活動ができるよう、各種講座の開催に努める。	継続	文化振興課
53	指導者活動の支援	学習活動で得た知識や習得した技術・技能を地域活動に生かせる機会を提供する。	継続	文化振興課

2 市民の交流を促す拠点づくり

(1) 既存施設の充実と有効活用

ア 既存施設のネットワーク化

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
54	公共施設予約システムの運用	公共施設の予約や生涯学習関連情報を提供する公共施設予約システムを運用する。	継続	文化振興課

イ 学校開放の推進

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
(41)	余裕教室の活用	武蔵村山市余裕教室活用指針に基づき、余裕教室を放課後子供教室や学習集会施設として活用する。	継続	教育指導課 文化振興課
(42)	学校施設のスポーツ開放の実施	小・中学校の体育館と校庭を社会体育団体等に開放し、地域スポーツの振興を図る。	継続	スポーツ振興課
55	遊び場開放の推進	学校の校庭が子供たちの活動拠点となるよう遊び場開放を推進する。	継続	スポーツ振興課

ウ 身近な公共施設の整備・充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
(34)	学習施設・体育施設の整備	市民会館や図書館、学習等供用施設、体育施設等が、市民にとって身近な学習施設になるよう整備を図る。	充実	文化振興課 スポーツ振興課 図書館
56	図書館の広域的相互利用の実施	近隣市町と連携し、図書館の相互利用を行う。	充実	図書館
57	福祉関係施設の整備	福祉会館や老人福祉館、児童館、地区児童館などの施設についての整備を図る。	継続	福祉総務課 子ども青少年課
58	地区集会所の整備	地域のコミュニティ振興の拠点としての集会所の整備を図る。	継続	協働推進課

エ スポーツ・レクリエーション施設等の整備・充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
(34)	学習施設・体育施設の整備	市民会館や図書館、学習等供用施設、体育施設等が、市民にとって身近な学習施設になるよう整備を図る。	充実	文化振興課 スポーツ振興課 図書館

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所 管
(39)	運動広場等の整備	運動広場等、身近な場所でスポーツ・レクリエーションや遊び仲間と交流できる場所の整備を図る。	充実	環境課 スポーツ振興課
59	屋外体験学習広場の活用	市民の屋外体験活動を推進するため、屋外体験学習広場の維持管理に努める。	継続	文化振興課

オ 体験学習の場や機会の整備

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所 管
60	狭山丘陵の活用	狭山丘陵の自然を、健康づくりや観察会などの学習活動に利用することにより、学習する機会の創出に努める。	継続	文化振興課
61	高齢者喜び農園の運営	園芸を行う機会の少ない高齢者に対して、生きがいの充実や健康の維持のための農園を提供する。	継続	高齢福祉課
62	体験型市民農園の整備	土に親しむことの少ない市民の方々を対象に、野菜作りなどを通じた交流の場を提供する。	充実	産業観光課

(2) 狭山丘陵の保全と活用

ア 教材としての地域の再発見

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所 管
63	狭山丘陵の動物・植物の観察と研究の実施	狭山丘陵に生息する動植物の観察や研究を幅広く行い、記録や保全の活動の推進を図る。	継続	文化振興課
64	歩け歩け大会の実施	自然環境あふれる狭山丘陵を利用した健康づくりの推進を図る。	継続	スポーツ振興課
65	地域に残る様々な文化財の活用	地域の歴史・民俗について再認識を促すため、吉祥山遺跡や軽便鉄道跡等、地域に残る各種文化財を活用した学習機会を提供する。	継続	文化振興課

イ 保全・活用と学習活動の推進

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所 管
66	歴史・文化財講座の実施	自然・歴史・民俗についての学習活動の推進を図る。	継続	文化振興課

(3) 全市的拠点の整備

(仮称) 生涯学習センターの検討

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
67	(仮称) 生涯学習センターの整備	中央公民館と中央図書館の機能を併せ持つ(仮称)生涯学習センターの整備を検討する。	検討	企画政策課 文化振興課 図書館

3 社会参加への関心を育む学習の推進

(1) 団体・グループへの学習機会の提供

「出前講座」の充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
68	出前講座「むさしむらやま塾」の実施	市の施策や行政課題について、市民の要望する日時に職員等が出向き、講座を行う機会を提供する。	継続	文化振興課

(2) 地域の生活を守るための学習

ア 安全と防災・防犯のための学習の推進

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
69	夏期交通・防犯映画会の実施	小学校低学年を対象に、夏休み期間中における事故防止の啓発に努める。	継続	防災安全課
70	防災組織等の育成	いざという時には、自分たちのまちは自分たちで守るということを基本に、地域住民による自主防災組織等の育成の推進を図る。	継続	防災安全課
71	シルバー自転車シミュレーターの活用	高齢者を対象として、実際の交通状況を映像で再現するシルバー自転車シミュレーターを活用して、自転車の安全利用に対する安全意識の普及啓発を行い、交通安全意識の高揚を図る。	継続	防災安全課
72	スケアード・ストリートの実施	中学生を対象に、スタントマンによる交通事故の実演を実際に見ることで、交通事故の瞬間を疑似体験し、交通安全意識の高揚を図る。	継続	防災安全課
73	情報提供サービスの実施（市政情報・災害情報・犯罪情報）	電子メールアドレス登録者に対し、市政情報等のメールを配信する。	継続	秘書広報課 防災安全課
74	総合防災訓練の実施	関係機関との連携と地域住民の体験訓練の実施をし、防災意識の高揚・啓発を図る。	継続	防災安全課
75	防災写真展の実施	消防団や自主防災組織が日頃から行っている活動等の写真を展示することにより、日頃の備えの大切さを再認識し、防災意識の高揚を図る。	継続	防災安全課
76	運転者講習会の実施	運転者を対象に運転ルールの見直しや交通事故防止の啓発を図る。	継続	防災安全課

イ 健康づくりのための学習の推進

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所 管
(10)	心身障害者・児スポーツ教室の実施	障害のある方や児童等の健康増進と交流を促進するため、ニュースポーツを通じた教室の推進を図る。	充実	スポーツ振興課
(64)	歩け歩け大会の実施	自然環境あふれる狭山丘陵を利用した健康づくりの推進を図る。	継続	スポーツ振興課
77	保健事業予定表の発行	幅広く市民の健康意識の高揚を図るため、健康に関する事業を掲載した保健事業予定表を発行する。	継続	健康推進課
78	保健指導・健康教室の実施	生活習慣病に対する予防・改善のための事業の推進を図る。	継続	健康推進課
79	訪問指導の実施	訪問指導が必要と認められる者やその家族を対象に、保健師等が家庭を訪問し、健康で過ごすための相談等を実施する。	継続	子ども子育て支援課
80	高齢者の健康づくりに関する事業の実施	健康教室等の開催により、高齢者の健康づくりを推進する。	継続	高齢福祉課
81	総合体育館自主事業の実施	いつでも、誰でも、気軽に参加でき健康・体力づくりができる自主事業を実施し、市民の健康増進を図る。	継続	スポーツ振興課
82	みんなの体力チェックの実施	簡単な体力測定で体力年齢を測ったり、日常の健康についての相談などを実施することにより、市民の健康維持と体力向上を図る。	継続	スポーツ振興課
83	ニュースポーツの振興	技術やルールが簡単で適度な運動量があり、レクリエーション性の高いスポーツの普及を図る。	継続	スポーツ振興課

ウ 消費生活に関する学習の推進

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所 管
84	消費者意識の向上	消費者講座、消費生活展等を開催することにより消費者意識の向上を図る。	継続	協働推進課
85	消費生活センターの充実	安全で豊かな消費生活のため、消費生活センターの機能を充実し、消費者被害の未然防止、対策の啓発に努める。	充実	協働推進課

エ 環境に関する学習の推進

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
(45)	クリーン作戦の実施	青少年対策地区委員会及びクリーンボランティアを中心に行われる市内一斉ごみ回収作業を通して、ボランティア意識の高揚を図る。	継続	ごみ対策課 子ども青少年課
86	環境副読本の発行	子供の頃から環境問題に理解を深めてもらうため、小学校の4年生を対象とし、環境副読本を発行する。	継続	環境課 ごみ対策課
87	親子環境教室の実施	環境に関わる施設見学会を通して、親子で学習する機会を提供する。	継続	環境課
88	校庭芝生の活用及び維持管理	情操教育、環境教育、体力向上等の視点から、芝生を有効に活用した教育活動を推進する。また、各校で組織されているグリーンサポーターの協力のもと、適切な維持管理に努める。	継続	教育総務課
89	ごみ処理施設見学会の実施	ごみ処理の一連の流れを知るとともに、ごみの分別及び減量についての動機づけの一助とする。	継続	ごみ対策課
90	ごみ情報誌の発行	廃棄物処理に係る取組や課題等について、広く市民に周知するため、情報誌を発行する。	充実	ごみ対策課

オ 職業能力向上へ向けた学習の充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
(51)	大学等の公開講座・共催講座の実施	大学などの高等教育機関に市民講座の開催を要請するとともに、連携して市民講座を実施することを検討する。	検討	文化振興課

(3) 共に生き、共に生活できる環境づくり

ア コミュニティの振興

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
(41)	余裕教室の活用	武蔵村山市余裕教室活用指針に基づき、余裕教室を放課後子供教室や学習集会施設として活用する。	継続	教育指導課 文化振興課
(61)	高齢者喜び農園の運営	園芸を行う機会の少ない高齢者に対して、生きがいの充実や健康の維持のための農園を提供する。	継続	高齢福祉課
(62)	体験型市民農園の整備	土に親しむことの少ない市民の方々を対象に、野菜作りなどを通じた交流の場を提供する。	充実	産業観光課

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
91	イベントの開催支援	村山デエダラまつりや農業まつり、環境フェスタ、生涯学習フェスティバルなど、市民が気楽に集まり参加できるイベントの開催を支援する。	継続	産業観光課 ごみ対策課 文化振興課
92	自治会活動の支援	自治会活動に対する支援を行うことにより、活動の活性化を図る。	継続	協働推進課

イ 高齢者・障害者の自立へ向けた学習の推進

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
(52)	シルバー教室の実施	高齢者が地域社会や家庭において生きがいを目指した学習活動ができるよう、各種講座の開催に努める。	継続	文化振興課
93	老人クラブ・老人クラブ連合会への支援	地域において自主的に組織し、社会奉仕活動や健康を進める活動、生きがいを高める活動等を行っている老人クラブへの支援を行う。	継続	高齢福祉課
94	障害者団体への支援	障害のある方の自立やコミュニケーションを図る場として活動している団体の運営を支援する。	継続	障害福祉課
95	図書館資料の宅配サービスの実施	自宅で読書できる機会の提供のため、来館が困難な方に図書等を宅配する。	継続	図書館
96	高齢者・障害者のための各種講座の開催	高齢者や障害のある方の日常生活をより豊かにするために、各種講座及び講習会の充実を図る。	継続	高齢福祉課 障害福祉課

ウ 人権・平和・男女共同参画に関する学習の推進

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
97	平和事業講演会・パネル展の実施	非核平和都市宣言の趣旨に沿い、平和事業の実施を通して、平和に関する市民意識の高揚を図る。	継続	秘書広報課
98	平和に関する図書の展示	非核平和都市宣言に基づく事業として、平和を願い、核問題や原爆に関する図書を展示する。	継続	図書館
99	男女共同参画センターの充実	男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画推進拠点である男女共同参画センターの充実を図る。	充実	協働推進課

エ 国際理解に関する学習の推進

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
100	国際理解に対応したホームページづくり	市のホームページにおいて観光情報や生活情報など生活に密着した案内には、外国語ページを併設する。	継続	秘書広報課
101	国際理解のための事業の実施	学校教育・社会教育の場において国際理解のための事業を実施する。また、市内に住む外国籍の方々との交流の機会を創出することに努める。	継続	協働推進課 教育指導課 文化振興課
102	ホストタウン交流事業	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後においても、引き続き、モンゴル国ウランバートル市ハンオール区との文化やスポーツ等を通じた相互交流を進める。	継続	企画政策課

(4) 郷土の学習と新しい文化の創造

ア 地域の自然・歴史・民俗（伝統文化等）の学習の推進

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
(60)	狭山丘陵の活用	狭山丘陵の自然を、健康づくりや観察会などの学習活動に利用することにより、学習する機会の創出に努める。	継続	文化振興課
(66)	歴史・文化財講座の実施	自然・歴史・民俗についての学習活動の推進を図る。	継続	文化振興課
103	文化財の調査・研究の実施	市内に残る文化財の調査・研究を行い、記録や保存活動を実施する。	継続	文化振興課
104	伝統文化や文化財保護意識の高揚	観光まちづくり協会と協力し、伝統文化の学習や保存、継承等を図る。また、資料館資料の充実や各種の文化財講座をとおして、保護意識の高揚を図る。	継続	産業観光課 文化振興課
105	歴史散策コースの設定・維持管理	健康づくりと地域の文化財学習を兼ねる歴史散策コースの利用促進のため、コースの設定や維持管理に努める。	継続	文化振興課
106	ガイドボランティアの養成	資料館の資料の説明や市内の文化財や史跡の説明などができるガイドボランティアの養成を検討する。	検討	文化振興課
107	歴史民俗資料館の整備	利用者や見学者の安全と学習環境の向上を図るため、歴史民俗資料館及び分館の整備・充実に努める。	充実	文化振興課

イ 文化・芸術活動の推進

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
108	市民会館事業の実施	芸術文化にふれ、鑑賞する機会を充実するための事業を展開する。	継続	文化振興課
109	文化団体への支援	各種文化団体が自主的に組織している文化協会への支援を行う。	継続	文化振興課
110	市民文化祭への助成	文化協会が実行委員会を組織して行う市民文化祭に対し、文化活動の振興のための助成を行う。	継続	文化振興課

ウ 地域づくりの推進

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
111	村山デエダラまつりの開催支援	活力にあふれたにぎわいのあるまつりを目指して、実行委員会が開催する村山デエダラまつりの支援に努める。	継続	産業観光課
112	新たな観光資源の創出	「村山温泉かたくりの湯」など武蔵村山市における観光施策を検討し、地域の観光振興の推進を図る。	継続	産業観光課
113	自主グループ・団体への支援	自主グループや団体が自主的に行うまつりやイベントなどの活動の支援に努める。	継続	文化振興課
114	太鼓・もちつき用具の貸出し	社会教育団体が行う行事を支援するため、太鼓及びもちつき用具の貸出しを行う。	継続	文化振興課

(5) ボランティア活動の推進

ア 指導者・ボランティアの育成

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
(36)	青少年リーダーの養成	小学生、中学生、高校生などを対象に、宿泊訓練や野外活動等を通し、地域リーダーの養成を図る。	継続	文化振興課
115	おはなしの会ボランティアの養成	おはなしの会のためのボランティアを養成する講座を開催し、ボランティアの養成を図る。	継続	図書館
116	各種ボランティアの育成	福祉や防災、環境、国際交流、生涯学習などの各種ボランティアの育成に努める。	継続	関係各課
117	ボランティア人材パートナーズ制度の推進	地域における市民活動の促進及び協働のまちづくりを推進するため、知識や経験、技能等を有する人材を登録・紹介するボランティア人材パートナーズ制度の推進に努める。	継続	協働推進課

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
118	公園・緑地等ボランティア制度の運営	公園の利用及び地域コミュニティの活性化を図るため、市が管理する公園や緑地等の維持管理を市民との協働により実施する。	継続	環境課
119	援農ボランティア制度の運営	農業従事者の不足等による農地減少の抑制を図ることを目的として、援農ボランティアを活用する。	継続	産業観光課
120	指導者の育成と人材の活用	生涯学習の一層の推進を図るため、指導者及びボランティアの育成と活用を図る。	継続	文化振興課

イ ボランティア・市民活動センター「ほほえみ」の充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
121	ボランティア・市民活動センター「ほほえみ」の充実	ボランティア活動を推進するため、福祉や防災、環境、国際交流、生涯学習などのボランティア活動の拠点となるボランティア・市民活動センター「ほほえみ」の充実を図る。	充実	協働推進課

4 市民をつなぐネットワーク形成の支援

(1) 交流機会の充実

ア 交流機会の提供

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
(61)	高齢者喜び農園の運営	園芸を行う機会の少ない高齢者に対して、生きがいの充実や健康の維持のための農園を提供する。	継続	高齢福祉課
(62)	体験型市民農園の整備	土に親しむことの少ない市民の方々を対象に、野菜作りなどを通じた交流の場を提供する。	充実	産業観光課
(111)	村山デェダラまつりの開催支援	活力にあふれたにぎわいのあるまつりを目指して、実行委員会が開催する村山デェダラまつりの支援に努める。	継続	産業観光課
122	生涯学習フェスティバルの開催支援	学習の成果を発表する場としてのフェスティバルの開催を支援する。	継続	文化振興課

イ 姉妹都市等との交流

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
(102)	ホストタウン交流事業	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後においても、引き続き、モンゴル国ウランバートル市ハンオール区との文化やスポーツ等を通じた相互交流を進める。	継続	企画政策課
123	姉妹都市「長野県栄村」との交流	姉妹都市「長野県栄村」との交流を推進する。	継続	関係各課
124	姉妹都市宿泊施設利用者補助制度の実施	保養や健康増進とともに、姉妹都市栄村民との交流促進を図る。	継続	市民課

(2) スポーツ・レクリエーションの振興

ア 総合型地域スポーツクラブ（よってかっしえクラブ）の運営支援

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
125	総合型地域スポーツクラブ（よってかっしえクラブ）の運営支援	誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも各自の興味・目的に応じてスポーツに親しめるようなスポーツ社会を実現するため、地域スポーツクラブ（よってかっしえクラブ）の運営支援を図る。	継続	スポーツ振興課

イ スポーツ・レクリエーション活動の推進

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所 管
(43)	少年少女スポーツ大会の実施	野球、サッカー、ドッジボール、相撲など小学生を対象に行っている各種スポーツ大会の推進を図る。	継続	スポーツ振興課
(81)	総合体育館自主事業の実施	いつでも、誰でも、気軽に参加でき健康・体力づくりができる自主事業を実施し、市民の健康増進を図る。	継続	スポーツ振興課
126	スポーツ指導者の養成	総合型地域スポーツクラブ（よってかっしゅクラブ）を効果的に推進するため、ニーズに対応した質の高いスポーツ指導者の養成・確保に努める。	継続	スポーツ振興課
127	地区ふれあいスポレク大会の実施	誰もが参加できる地区ふれあいスポレク大会を通じて、相互の融和と親睦を深め、市民の健康及び体力の向上を図る。	継続	スポーツ振興課
128	市民総合体育大会の開催支援	体育協会が主催する市民総合体育大会を支援する。	継続	スポーツ振興課
129	プールの開設	水泳を通じたスポーツ・レクリエーションを推進するため、夏休みを中心に市営プールを開設する。	継続	スポーツ振興課
130	スポーツ都市宣言記念事業の実施	毎年10月第1日曜日にスポーツ都市宣言記念事業を実施し、市民がスポーツに親しむ機会の提供に努める。 スポーツを通じて市民が豊かで健康的な生活を営むことにより、にぎわいと活力のまちづくりを推進していく。	継続	スポーツ振興課

ウ 団体育成・指導者育成

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所 管
(40)	スポーツ少年団への支援	青少年の健全育成を目的としたスポーツ少年団の普及・促進のための活動を支援するほか指導者の育成を図る。	継続	スポーツ振興課
131	体育団体への支援	市内の体育団体が自主的に組織している体育協会への支援を行う。	継続	スポーツ振興課
132	スポーツ推進委員・スポーツ協力員の育成	地域スポーツを幅広く推進するための組織を育成し、指導者としての育成を図る。	継続	スポーツ振興課

(3) グループ・団体間の交流支援

ア 学習グループ・指導者の紹介

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
(117)	ボランティア人材パートナーズ制度の推進	地域における市民活動の促進及び協働のまちづくりを推進するため、知識や経験、技能等を有する人材を登録・紹介するボランティア人材パートナーズ制度の推進に努める。	継続	協働推進課
133	学習グループの紹介支援	活動している団体やグループ相互の交流を促進するため支援を図る。	継続	文化振興課
134	社会教育関係団体の育成	文化協会や体育協会など社会教育関係団体との連絡を密にし、指導者の育成を図る。	継続	文化振興課

イ 市民参画や市民協働によるイベントの開催支援

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
(110)	市民文化祭への助成	文化協会が実行委員会を組織して行う市民文化祭に対し、文化活動の振興のための助成を行う。	継続	文化振興課
(122)	生涯学習フェスティバルの開催支援	学習の成果を発表する場としてのフェスティバルの開催を支援する。	継続	文化振興課
(127)	地区ふれあいスポレク大会の実施	誰もが参加できる地区ふれあいスポレク大会を通じて、相互の融和と親睦を深め、市民の健康及び体力の向上を図る。	継続	スポーツ振興課

(4) 世代間交流の促進

ア 児童・生徒と地域の接点づくり

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
(26)	教育ボランティアの活用	教育活動に地域の人材を活用し、地域に根ざした教育や、世代間交流を図る一助とする。	継続	教育指導課
(38)	青少年対策地区委員会への支援	青少年対策地区委員会への支援を図る。	継続	子ども青少年課

イ 世代を超えた交流の仕組みづくり

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
(122)	生涯学習フェスティバルの開催支援	学習の成果を発表する場としてのフェスティバルの開催を支援する。	継続	文化振興課

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
(127)	地区ふれあいスポレク大会の実施	誰もが参加できる地区ふれあいスポレク大会を通じて、相互の融和と親睦を深め、市民の健康及び体力の向上を図る。	継続	スポーツ振興課
135	各種スポーツ大会の実施	駅伝競走大会やグラウンドゴルフ大会、歩け歩け大会等、各種スポーツ大会を実施する。	継続	スポーツ振興課

ウ 世代間交流事業の実施

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
136	少年・古希軟式野球チーム親善試合の実施	少年野球選抜チームと70歳以上で構成される古希野球チームの親善試合を行い、世代間交流や軟式野球の普及発展を図る。	継続	スポーツ振興課

(5) 市民団体等への支援と連携

市民団体等への支援と連携

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
137	学校週5日制対応事業を実施する団体への支援	学校週5日制対応事業を行う団体等に対して支援し、及び連携を図ることにより、子供たちの土曜日の有効活用を図る。	継続	文化振興課
138	協働事業提案制度の実施	市民の主体的な意欲を地域課題の解決に生かし、協働により地域を支え合う仕組みづくりを促進するため、市民活動団体と市が協働で事業を実施する協働事業提案制度を実施する。	継続	協働推進課

5 生涯学習情報提供・相談体制の整備

(1) 情報システムの運用

公共施設予約システムの活用

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
(54)	公共施設予約システムの運用	公共施設の予約や生涯学習関連情報を提供する公共施設予約システムを運用する。	継続	文化振興課

(2) 広報紙（誌）等を活用した多様な情報の提供

情報媒体の充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
(73)	情報提供サービスの実施（市政情報・災害情報・犯罪情報）	電子メールアドレス登録者に対し、市政情報等のメールを配信する。	継続	秘書広報課 防災安全課
139	市報むさしむらやまの発行	市政の動きや市の目指す方向等の市政情報や、市民の方々にとって必要な生活情報等の発信を迅速かつ的確に行うとともに、市民相互の交流やコミュニティの育成に役立つ情報の提供に努める。	継続	秘書広報課
140	武蔵村山市ホームページの充実	市の概要や歴史、行政情報、イベント情報等広く市をPRするとともに、市民生活に必要な情報を提供し、ホームページの充実を図る。	充実	秘書広報課
141	教育委員会・学校ホームページの充実	市の教育分野における情報や各学校の教育活動の取組など様々な情報を広く外部へ公開するとともに、情報の充実を図る。	充実	教育総務課
142	武蔵村山市議会だよりの発行	議会での質疑内容や決定事項について、広く市民に周知する。	継続	議会事務局
143	教育むさしむらやまの発行	教育委員会の事業や施策、市立学校の事業や取組などについて広く市民に周知する。	継続	教育総務課
144	武蔵村山くらしの便利帳の発行	市の様々なサービスや窓口、施設の利用方法など市民生活に必要な情報をまとめ、発行する。	継続	秘書広報課

(3) 生涯学習情報の集約

市民情報ネットワークの運用

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
(54)	公共施設予約システムの運用	公共施設の予約や生涯学習関連情報を提供する公共施設予約システムを運用する。	継続	文化振興課
(90)	ごみ情報誌の発行	廃棄物処理に係る取組や課題等について、広く市民に周知するため、情報誌を発行する。	充実	ごみ対策課
145	サークル・団体情報の提供	市ホームページにサークル・団体情報を掲載し、グループづくりや活動PRを支援する。	継続	文化振興課

(4) 学習相談体制の整備

生涯学習に関する相談の充実

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
(19)	教育相談等の実施	集団不適應や不登校など教育問題についての相談や、障害のある児童・生徒の就学相談などを実施する。	継続	教育指導課
(85)	消費生活センターの充実	安全で豊かな消費生活のため、消費生活センターの機能を充実し、消費者被害の未然防止、対策の啓発に努める。	充実	協働推進課
(121)	ボランティア・市民活動センター「ほほえみ」の充実	ボランティア活動を推進するため、福祉や防災、環境、国際交流、生涯学習などのボランティア活動の拠点となるボランティア・市民活動センター「ほほえみ」の充実を図る。	充実	協働推進課
146	生涯学習相談の充実	公民館事業や施設の利用情報及び団体に関わる情報の充実を図る。また、社会教育ボランティアについての相談の充実を図る。	充実	文化振興課
147	健康・栄養相談の充実	生活習慣病など、健康や栄養に関する相談の充実を図る。	充実	健康推進課
148	レファレンスサービスの充実	市民の希望する図書資料を的確に提供できるよう、資料の充実やレファレンス技術研修等を実施する。	充実	図書館
149	市政情報コーナーの充実	市民の行政に対する理解を深めるため、行政資料の閲覧や各種資料の提供を推進する。	充実	秘書広報課

6 生涯学習推進体制

(1) 庁内推進組織

ア 生涯学習推進本部

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
150	生涯学習推進本部	生涯学習を総合的に推進するため、生涯学習推進計画の策定など生涯学習に係る総合調整を行う。	継続	文化振興課

イ 生涯学習推進本部庁内推進検討会

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
151	生涯学習推進本部 庁内推進検討会	生涯学習推進計画の策定及び生涯学習に関する調査・研究を行う。	継続	文化振興課

(2) 市民参加による推進組織

生涯学習推進会議

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
152	生涯学習推進会議	市民の意見・要望を反映した生涯学習を推進する。	継続	文化振興課

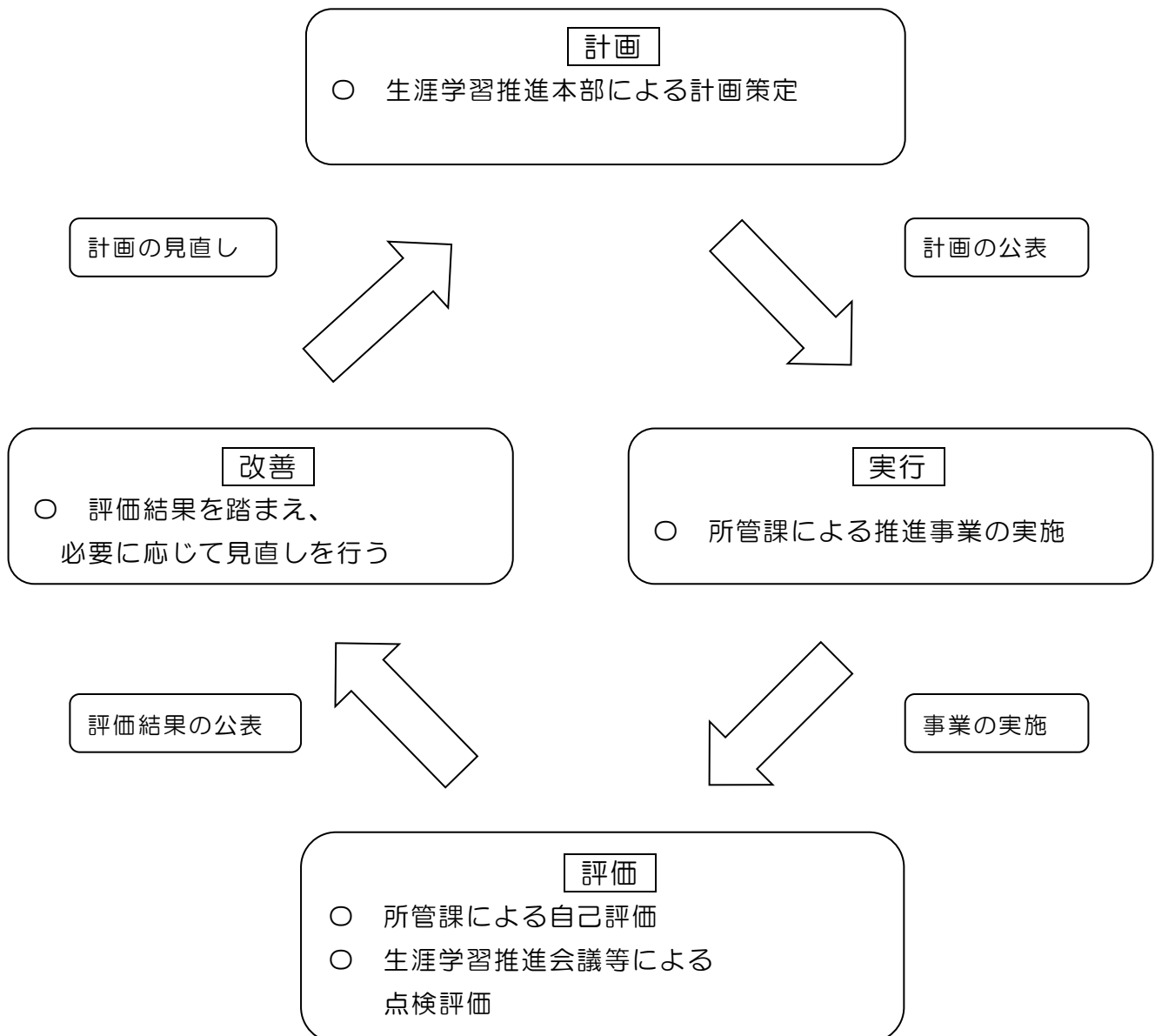
(3) 各種機関との連携体制

他の自治体や教育機関との連携

番号	施策・推進事業名	内容・推進の方向性	推進方向	所管
153	都・区市町村生涯学習連絡協議会への参加	東京都が中心となって開催している協議会に参加し、情報収集に努める。	継続	文化振興課
154	各種委員会との相互交流の実施	生涯学習推進会議を中心とした生涯学習関連の各種委員会との相互交流を図る。	継続	文化振興課
155	高等教育機関との連携	大学や高校、各種学校などで行っている事業の情報提供や公開講座、施設開放の要請など、連携に努める。	充実	文化振興課

第5章 計画の進行管理

本計画を実行性のあるものとして推進するため、所管課による推進事業の自己評価の後、生涯学習推進会議等において点検及び評価を行い、必要に応じて生涯学習推進本部で計画の見直しを行います。



参 考 资 料

1 生涯学習関連施設一覧

●行政

名 称	所 在 地	電 話
武蔵村山市役所 教育委員会	本町一丁目1-1	565-1111(代表)
緑が丘出張所	緑が丘1460-1104	564-1234
情報館「えのき」	榎一丁目1-3	505-8544
市民総合センター	学園四丁目5-1	
高齢福祉課		590-1233
障害福祉課		590-1185
障害者地域自立支援センター		590-1501
身体障害者福祉センター		590-1270
社会福祉協議会		566-0061
高齢者在宅サービスセンター		590-1440
訪問看護ステーション		590-1399
ファミリー・サポート・センター		590-1152
子ども家庭支援センター		590-1152
子育て世代包括支援センター 「ハグはぐ・むらやま」		564-5421
ボランティア・市民活動センター 「ほほえみ」		590-1430
教育センター事務室		590-1480
教育相談室		590-1470 0120-910-548
適応指導教室		590-1253
緑が丘高齢者サービスセンター	緑が丘1460-1103	590-5151
緑が丘ふれあいセンター 緑が丘コミュニティセンター、男女 共同参画センター「ゆーあい」	緑が丘1460-1111	590-0755

●市民会館・公民館・地区会館

名 称	所 在 地	電 話
さくらホール(市民会館)	本町一丁目17-1	565-0226
公民館	大南二丁目78-1	562-4481
公民館中久保分館	本町二丁目77-1	565-1111 (文化振興課)
公民館さいかち分館	緑が丘1460-1133	565-1775
雷塚地区会館	学園四丁目4	564-2298
中藤地区会館	中藤三丁目16	565-0113

中部地区会館（市役所内）	本町一丁目1-1	565-1111 (教育総務課)
三ツ木地区会館	三ツ木二丁目39-2	560-3302
大南地区会館	大南五丁目1-69	562-3241
残堀・伊奈平地区会館	残堀一丁目60-3	560-0771

●総合体育館・体育施設

名 称	所 在 地	電 話
総合体育館	岸三丁目45-6	520-0082 (総合体育館)
雷塚公園（野球場、庭球場）	学園四丁目4	
大南公園（野球場、庭球場）	緑が丘2542	
野山北公園（プール、運動場）	本町五丁目31-1	
総合運動場（第一）	岸五丁目31-7	
総合運動場（第二）	岸五丁目31-7	
総合運動場（第三）	岸三丁目45-6	
三ツ木庭球場	三ツ木一丁目20-9	565-1111 (環境課)
三ツ木地域運動場	三ツ木一丁目15-2	
原山地域運動場	中央二丁目85-1	
残堀・伊奈平地域運動場	残堀四丁目21-1	

●歴史民俗資料館

名 称	所 在 地	電 話
歴史民俗資料館	本町五丁目21-1	560-6620
歴史民俗資料館分館	大南三丁目5-7	566-3977

●図書館・地区図書館

名 称	所 在 地	電 話
雷塚図書館	学園四丁目4	564-1284
中久保図書館	本町二丁目77-1	569-1501
中藤地区図書館	中藤三丁目16	565-0112
三ツ木地区図書館	三ツ木二丁目39-2	560-3301
大南地区図書館	大南五丁目1-69	562-3243
残堀・伊奈平地区図書館	残堀一丁目60-3	560-0171

●体験学習施設

名 称	所 在 地	電 話
屋外体験学習広場	三ツ木四丁目15-1	565-1111 (文化振興課)

●児童館・地区児童館・学童クラブ

名 称	所 在 地	電 話
お伊勢の森児童館	中央二丁目117-1	564-5594
山王森児童館	三ツ藤三丁目6-10	560-3037
山王森学童クラブ		
さいかち児童館	緑が丘1460-1133	565-0758
さいかち学童クラブ		
中藤地区児童館	中藤三丁目16	565-0111
中藤学童クラブ		
大南地区児童館	大南五丁目1-69	562-3242
大南学童クラブ		
残堀・伊奈平地区児童館	残堀一丁目60-3	560-0770
残堀・伊奈平学童クラブ 第一・第二		
雷塚学童クラブ	学園四丁目6-2 (雷塚小学校敷地内)	564-1666
西大南学童クラブ第一・第二	大南二丁目78-1 (小中一貫校大南学園 第七小学校内)	562-8761
三ツ木学童クラブ	三ツ木二丁目12-2 (第二小学校内)	560-5198
中原学童クラブ	残堀五丁目100-1 (第十小学校内)	560-0803
学園学童クラブ	学園一丁目1-85-1 (第九小学校内)	567-0508
本町学童クラブ	本町一丁目1-11 (第一小学校内)	561-7905

●福祉会館・福祉園

名 称	所 在 地	電 話
福祉会館	中央二丁目117-1	563-3825
第一老人福祉館	緑が丘1460-1111 (緑が丘ふれあいセンター内)	590-0755
第二老人福祉館	残堀二丁目22-1	560-3621
第三老人福祉館	本町四丁目40-1	560-9551
第四老人福祉館	岸三丁目47-7	560-5006
第五老人福祉館	神明二丁目7	567-0883
さいかち老人福祉館	緑が丘1460-1133	563-8080
のぞみ福祉園	本町五丁目22-1	560-6011

●保健相談センター

名 称	所 在 地	電 話
保健相談センター	本町一丁目23	565-9315

●学校給食センター

名 称	所 在 地	電 話
学校給食センター	本町六丁目1-1	560-2597

●地区集会所

名 称	所 在 地	電 話
上水台地区集会所	大南四丁目13-2	565-1111 (文化振興課)
新海道地区集会所	榎二丁目77-9	
西大南地区集会所	大南一丁目45-97	
中原地区集会所	中原二丁目25-6	
大南公園地区集会所	緑が丘2542	
学園地区集会所	学園四丁目3-10	
新大南地区集会所	大南一丁目121-36	
湖南地区集会所	大南五丁目1-119	
さいかち公園地区集会所	学園四丁目5-2	

●小学校・中学校

名 称	所 在 地	電 話
第一小学校	本町一丁目1-11	561-1751
第二小学校	三ツ木二丁目12-2	560-1752
第三小学校	中藤一丁目36-1	561-1753
第八小学校	三ツ藤二丁目50-1	560-7151
第九小学校	学園一丁目85-1	564-1359
第十小学校	残堀五丁目100-1	560-1710
雷塚小学校	学園四丁目6-1	561-1775
小中一貫校村山学園 (第四小学校・第二中学校)	緑が丘1460	561-1762
小中一貫校大南学園第七小学校	大南二丁目78-1	564-1286
小中一貫校大南学園第四中学校	大南二丁目79-1	564-4341
第一中学校	本町二丁目76-1	560-1761
第三中学校	神明四丁目117-1	564-3001
第五中学校	残堀五丁目55	560-3155

●高等学校・大学ほか

名 称	所 在 地	電 話
都立武蔵村山高等学校	中原一丁目7-1	560-1271
都立上水高等学校	大南四丁目62-1	590-4580
拓殖大学第一高等学校	大南四丁目64-5	590-3311
都立村山特別支援学校	学園四丁目8	564-2781

東京経済大学村山校舎	学園五丁目 2 2 - 1	5 6 1 - 3 7 1 1
------------	---------------	-----------------

●保育所

名 称	所 在 地	電 話
市立つみき保育園	学園三丁目 1 2 - 1	5 6 3 - 3 8 4 2
聖光三ツ藤保育園	三ツ藤三丁目 3 6 - 1 0	5 6 0 - 3 5 6 4
れんげ武蔵保育園	緑が丘 1 7 3 2 - 1	5 6 1 - 3 9 5 9
聖光緑が丘保育園	緑が丘 1 6 1 0 - 1	5 6 4 - 3 9 6 5
村山中藤保育園「櫻」	中央一丁目 2 8 - 1	5 6 2 - 3 1 4 1
村山中藤保育園「白樺」	残堀四丁目 9 0 - 1	5 2 0 - 7 1 5 1
育成会ひまわり保育園	大南三丁目 9 4 - 1	5 6 4 - 3 5 4 4
あゆみ保育園	中央二丁目 5 3 - 3	5 6 4 - 9 7 6 6
きし保育園	岸一丁目 5 - 1 1	5 6 0 - 9 9 2 2
みらい保育園	大南一丁目 8 - 1	5 6 2 - 3 2 3 2
育成会めぐみ保育園	大南一丁目 3 3 - 3	5 6 5 - 3 7 6 5
まどか保育園	本町三丁目 4 0 - 3	5 6 0 - 1 8 5 5
まどか保育園分園	残堀一丁目 4 8 - 3	5 2 0 - 6 8 5 3
つむぎ保育園	伊奈平五丁目 6 6	5 6 0 - 0 0 8 8

●幼稚園

名 称	所 在 地	電 話
むらやま幼稚園	大南一丁目 2 5	5 6 1 - 1 3 5 1
東京多摩幼稚園	緑が丘 1 8 3 4	5 6 2 - 5 5 8 8
村山いずみ幼稚園	三ツ木三丁目 4 5 - 1	5 6 0 - 4 4 3 2
武蔵みどり幼稚園	大南三丁目 9 0 - 5	5 6 4 - 9 2 4 5

●生活関連施設

名 称	所 在 地	電 話
湖南衛生組合	大南五丁目 1	5 6 1 - 1 5 5 1
村山温泉「かたくりの湯」	本町五丁目 2 9 - 1	5 2 0 - 1 0 2 6

●都立公園関係

名 称	所 在 地	電 話
里山体験施設（里山民家）	岸二丁目 3 2	5 3 1 - 2 3 3 0
野山北・六道山公園 （遊びの森、冒険の森）	本町五丁目 3 1	5 3 1 - 2 3 2 5
野山北・六道山公園管理所	三ツ木四丁目 2	

2 武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱

(設置)

第1条 武蔵村山市における生涯学習の推進のための基本方針及び推進計画を策定し、並びに生涯学習に係る施策を総合的かつ効果的に推進するため、武蔵村山市生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生涯学習の推進のための基本方針及び推進計画の策定に関すること。
- (2) 生涯学習に係る施策の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生涯学習の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長2人及び本部員9人をもって組織する。

- 2 本部長は、市長とする。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、企画財政部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、健康福祉部長、子ども家庭部長、都市整備部長、教育部長及び議会事務局長の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 前項の規定により本部長の職務を代理する副本部長の順序は、あらかじめ本部長が指定するものとする。

(推進本部の会議)

第5条 推進本部の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じ、本部長が招集する。

- 2 本部長は、会議の議長となり、会議を運営する。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庁内推進検討会の設置)

第6条 生涯学習推進計画の策定及び生涯学習の推進に関して必要な事項を調査、研究させるため、推進本部に、庁内推進検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(検討会の組織)

第7条 検討会は、座長、副座長1人及び委員14人をもって組織する。

- 2 座長は、企画財政部企画政策課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副座長は、総務部総務契約課長の職にある者をもって充てる。

- 4 委員は、総務部防災安全課長、市民部保険年金課長、同部課税課長、協働推進部協働推進課長、同部産業観光課長、同部環境課長、健康福祉部福祉総務課長、同部健康推進課長、子ども家庭部子ども青少年課、都市整備部都市計画課長、同部道路下水道課長、教育部教育総務課長、同部スポーツ振興課長及び同部図書館長の職にある者をもって充てる。
- 5 検討会に、必要に応じ、生涯学習の推進に関して必要な事項の情報収集及び生涯学習の事業の企画立案をするための組織を置くことができる。

(座長及び副座長)

第8条 座長は、検討会の会務を総理する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(検討会の会議)

第9条 検討会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じ、座長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となり、会議を運営する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 推進本部及び検討会の庶務は、教育部文化振興課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月20日訓令（甲）第2号）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月30日訓令（甲）第21号）

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日訓令（甲）第16号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月7日訓令（甲）第14号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月30日訓令（甲）第13号）

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第3条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月29日訓令（甲）第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月29日訓令（甲）第6号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年9月3日訓令（甲）第10号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令（甲）第5号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令（甲）第10号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令（甲）第7号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

3 武蔵村山市生涯学習推進会議設置要綱

(設置)

第1条 武蔵村山市における生涯学習の推進に関し必要な事項を調査研究するため、武蔵村山市生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、本部長（武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱（平成12年武蔵村山市訓令（甲）第9号）第3条第1項の本部長をいう。以下同じ。）の求めに応じ、生涯学習の推進に関し必要な事項を調査研究する。

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げるところにより本部長が委嘱する10人をもって組織する。

- (1) 生涯学習について識見を有する者 8人
- (2) 公募による市民 2人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(議長及び副議長)

第5条 推進会議に、議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選による。
- 3 議長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、議長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、教育部文化振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令（乙）第26号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

4 武蔵村山市生涯学習推進本部員名簿

(敬称略)

区分	氏名	職名	備考
本部長	藤野 勝	市長	～令和3年2月3日
副本部長	山崎 泰大	副市長	～令和3年2月26日
副本部長	池谷 光二	教育長	
本部員	神山 幸男	企画財政部長	
本部員	石川 浩喜	総務部長	
本部員	室賀 和之	市民部長	
本部員	藤本 昭彦	協働推進部長	
本部員	鈴木 義雄	健康福祉部長	
本部員	乙幡 康司	子ども家庭部長	
本部員	竹市 基治	都市整備部長	
本部員	神子 武己	教育部長	
本部員	小林 真	議会事務局長	

5 武蔵村山市生涯学習推進本部庁内推進検討会委員名簿

(敬称略)

区分	氏 名	職 名
座長	増 田 宗 之	企画財政部企画政策課長
副座長	雨 宮 則 和	総務部総務契約課長
委員	石 川 篤	総務部防災安全課長
委員	松 下 君 江	市民部保険年金課長
委員	指 田 政 明	市民部課税課長
委員	湊 祥 子	協働推進部協働推進課長
委員	中 村 顕 治	協働推進部産業観光課長
委員	北 條 浩 之	協働推進部環境課長
委員	小 延 明 子	健康福祉部福祉総務課長
委員	川 口 渉	健康福祉部健康推進課長
委員	佐 藤 哲 郎	子ども家庭部子ども青少年課長
委員	篠 田 光 宏	都市整備部都市計画課長
委員	田 村 崇 寛	都市整備部道路下水道課長
委員	井 上 幸 三	教育部教育総務課長
委員	西 原 陽	教育部スポーツ振興課長
委員	三 條 博 美	教育部図書館長

6 武蔵村山市生涯学習推進会議委員名簿

(敬称略)

区分	氏 名	備 考
議長	河原塚 達 樹	生涯学習について識見を有する者
副議長	鴻 田 臣 代	生涯学習について識見を有する者
委員	加 藤 悦 孝	生涯学習について識見を有する者
委員	高 橋 幸 子	生涯学習について識見を有する者
委員	長 潟 謙 彰	生涯学習について識見を有する者
委員	中 澤 捷 雄	生涯学習について識見を有する者
委員	中 里 行 利	生涯学習について識見を有する者
委員	若 林 秀 男	生涯学習について識見を有する者
委員	川 島 美弥子	公募委員
委員	奥 住 明 子	公募委員

7 武蔵村山市第五次生涯学習推進計画策定経過等

日程	事項
令和2年6月9日	令和2年度第1回生涯学習推進会議開催（書面） 議題1 生涯学習推進会議議長の選出について 議題2 生涯学習推進会議副議長の選出について 議題3 第五次生涯学習計画策定について
令和2年8月4日	令和2年度第2回生涯学習推進会議開催（書面） 議題 第五次生涯学習推進計画の策定について
令和2年9月29日	令和2年度第3回生涯学習推進会議開催（書面） 報告 第五次生涯学習推進計画の素案について
令和2年10月15日	令和2年度第1回生涯学習推進本部庁内推進検討会 議題 第五次生涯学習推進計画の素案の検討について
令和2年11月2日 ～令和2年12月1日	第五次生涯学習推進計画（素案）に係る意見募集
令和2年12月2日	生涯学習推進会議委員への報告 第五次生涯学習推進計画（素案）に係る意見募集について 第五次生涯学習推進計画（素案）について
令和2年12月14日	令和2年度第2回生涯学習推進本部庁内推進検討会（書面） 議題 第五次生涯学習推進計画（案）について
令和3年2月8日	令和2年度第1回生涯学習推進本部会議（書面） 議題 第五次生涯学習推進計画について

武蔵村山市第五次生涯学習推進計画
(令和3年度～令和7年度)

発行年月／令和3年3月

発 行／武蔵村山市

編 集／武蔵村山市教育委員会

教育部文化振興課

〒208-8501

東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

電話 042 (565) 1111 (代表)



武蔵村山市